

第八十回 参議院内閣委員会會議録第十五号

昭和五十二年五月十八日(水曜日)
午前十時五十八分開会

委員の異動

五月十八日

辞任

中山 太郎君
内藤 功君

補欠選任

林 道君
河田 賢治君

出席者は左のとおり。

委員長

増原 恵吉君

委員

大島 友治君

源田 実君

坂野 重信君

世耕 政隆君

林 道君

福井 勇君

吉田 実君

大塚 喬君

小山 一平君

矢田部 理君

太田 淳夫君

峯山 昭範君

岩間 正男君

河田 賢治君

内藤 功君

柄谷 道一君

議 員
喜屋武眞榮君

衆議院議員
内閣委員長代理

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第二部長

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

防衛行政次官

真田 秀夫君

味村 治君

浜田 幸一君

平井 啓一君

亘理 彰君

伊藤 圭一君

斎藤 一郎君

安斉 正邦君

銅崎 富司君

高島 正一君

古賀 速雄君

國場 幸昌君

龜谷 禮次君

龜谷 禮次君

龜谷 禮次君

龜谷 禮次君

龜谷 禮次君

龜谷 禮次君

本日、の會議に付した案件

○沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(増原恵吉君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案を議題といたします。

これより補充質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○峯山昭範君 私は、昨日来の委員会の運営の問題については私自身の意見もありますけれども、それは省いて質問に入りたいと思います。

まず、昭和四十七年に沖繩が復帰いたしました。沖繩県民がやっぱり一番望んだものは何か。これは何と申しても、今回の問題が起きてくる根源も含めまして、やはり沖繩に軍用地が余りにも集中してあるということであらうと思っております。これは私が言うまでもなく、政府自身も認めていることであらうし、あらゆる角度から見

沖繩開港庁振興局長 井上 幸夫君

国土庁長官官房長 河野 正三君

国土庁計画・調整局長 下河辺 淳君

法務省民事局長 香川 保一君

法務省訟務局長 貞家 克己君

外務省アメリカ局長 山崎 敏夫君

大蔵省理財局次長 吉岡 孝行君

事務局側 常任委員会専門員 首藤 俊彦君

て、この軍用地を撤去する。これがない限り、沖繩の発展もまた住民の幸せも得られない、私はこう思います。特に、これはもう私が数字を言うまでもなく、全国の軍用地の五三%が沖繩に集中してある。しかも、その大部分が那覇市を中心にした七市町村に集中してあるということです。これを何とかしない限りどうしようもない、私はこういうふうに思います。

そこで、今回のこの暫定使用法の期限が切れたということは、私は基地を撤去する、そういうふうな意味で一つの大きな意味がある、こういうふうな解釈をいたしております。特にこの十五日以来、きょうで四日間になりますけれども、政府としてはその暫定使用法による基地を返還しなければならぬ、こういう一つの大きな義務を背負わされております。そこで、私はこの点について初めに質問をしたいと思っております。

まず、法制局長官にお伺いをいたしますが、先日来出てまいりましたいわゆる統一見解がございます。きょうは質問に入ります前にこの統一見解について再度御説明をいただきたい。

○政府委員(真田秀夫君) 先般の統一見解について説明をせよというお話でございますが、これは平易に書いてございまして、特に御説明を加えることもないという気もいたしますが、結局三項から成っております。第一は、この法律自身は、まずいわゆる限用法でないという前提に立っております。ただ、その法律自身は限用法ではございませぬけれども、暫定使用法の第二条に基づいて政府が取得した使用権原、その権原は五年の経過によって消滅した。したがって、この法律の第四条が働きますと、遅滞なく所有者に返還しなればならないという義務が生じたことは法律上当然であるというのが第一項でございます。

で、第二項は、そのように政府には返還する義務

務が生じたわけでございますけれども、現実に返還が行われるまでの間は、その使用者である防衛施設庁といたしましては、正當なる地主、所有者のために、善良なる管理者の注意をもってその土地を管理しなければならぬ権利と義務を負っているものである。したがって、そこで十五日以後における施設庁としてのこの土地の管理のあり方というのは、従来の法律上の使用権原とは性格が変わってきているというところを書いてあるつもりでございます。ただ、その管理する行為は、もとより適法な行為であるというのが第二項の趣旨でございます。

最後の第三項は、これはこの衆議院の送付案の附則の第六項にございます「五年」を「十年」に改めるという部分の解釈に関するものでございまして、この法案が成立いたしますと、当然国は暫定使用法第二条による従来のような使用権原を取得するに至るものであるという解釈を示しているわけでございます。

○**峯山昭範君** そこで、まず政府にお伺いしますが、この統一見解もあるわけですが、特に未契約の軍用地の問題について、現在きょう時点、政府は要するに、今後この基地を使用する方向で考えているのか、あるいはまた、もうこの法律に基づいて返還しようと考えているのか、この点どうですか。

○**国務大臣(三原朝雄君)** 基地用地につきましては、防衛任務上ぜひひとつ、使用権原のなくなつておきます地域に対しては、再度使用をお願いをいたしたいという立場でおるわけでございまして、しかし、どうしてもこれは返さねばならぬというような事態につきましても、一部すでに、これは市が持つておられる土地でございまして、その基地につきましては返還を話し合いの上で御相談をいたしまして、そういう準備をいたしておる地帯もあるわけでございます。

○**峯山昭範君** 長官ね、それは未契約地について、政府は要するに返そうと考えているのか、あるいは今後借りていこうと考えているのか、現

在、どうです。

○**国務大臣(三原朝雄君)** 未契約地につきましては、先ほど申しましたように、ぜひひとつ再度使用をさしていただきたいという立場でおるわけでございまして、一部につきましても返還の準備をいたして、御相談をいたしておるところもあるということをお願いいたします。

○**峯山昭範君** それは大臣、ちょっとおかしいんじゃないですか。少なくとも統一見解の第一項というのは、絶対これは優先しますね、そういうふうな意味では、一部なんというもののじゃなくて、少なくとも統一見解の第一項で返還の義務が生じているわけですから、政府としては返さなければならぬ義務が生じているわけですか。義務ですよ、これは。そういうふうな意味では、政府として現時点では、もし今後借りていきたいという願望はそれはそれで結構です。しかしながら、返還しなければならぬということについてはきちっとした方向がなくては行けない。もしそうではないとするならば、政府の統一見解の第一項は欺瞞である、こういうことになりませんか、これはどうです。

○**国務大臣(三原朝雄君)** 先ほど私は願望をまず申し上げたのでございます。しかし、ここで統一見解が出されております、未契約地域については使用権原が切れておりますので、私どもとしては返還をしなければならぬという状態の中に置かれておりますので、その準備をせよという指示はいたしておりますし、また、使用をしてはならないというふうな立場で、必要最小限度にとどめての使用しかできないというふうな指示はいたしておるわけでございますが、しかし、現実の問題といたしましては、いまぜひその地域を防衛任務上使用していただきたいというところで、衆議院から現在参議院において法案を審議願つておるといふ現在の時点でございますし、最初に申し上げました願望をぜひ達成さしていただきたいという立場でおるわけでございます。

○**峯山昭範君** それは願望は願望です。政府の姿勢としては少なくともこの第一項を遵守すると、こういう姿勢でなければいけませんか。

○**国務大臣(三原朝雄君)** 法を守らねばならない立場でございまして、現在使用権原がなくなりました地域につきましては、いま法の解釈上、これはそういういまの国会審議の状態なり、使用権原がなくなった現時点におきましては、返す準備を進めておれということも示達をいたしておりますし、また将来に對しましては、この借りております土地の管理事務をやらねばなりませんので、管理に對する責任をとっていかねばならぬぞという指示もいたしておりますし、またしかし、どうしても現在の防衛任務運用上やらねばならないスクランブルでございまして、あるいは災害に對して救難に向かねばならぬというふうな、そういうものにぬかつてはならない現時点の任務もあるわけでございまして、また、すでに国会において審議が進められておるといふ現時点の問題等もあるわけでございまして、私としては、法を守るといふ立場に對しましては、先ほど申しましたような現地に指示をいたしますとともに、また、将来に對しましては、ぜひひとつ一日も早くこの法案の審議をお願いをいたしたい、そういうことでおるわけでございます。

○**峯山昭範君** 長官ね、私の質問に的確に答えてもらいたい。要するに、大臣の願望、それはわかるというんです、私は。法律の現状に置かれた状況もわかります。しかしながら、そうじゃなくて、純粹にこの第一項を厳に政府は守ると、これは当然そうじゃないですか。まず第一項を政府は必ず守るんだという姿勢がなければいけませんか、このう言っているわけですか。

○**国務大臣(三原朝雄君)** 繰り返して申すようにでございますが、その法を守るといふ立場に對しましては、一般的な演習、訓練というふうなものは、私はしてはならないぞということを言つて指示をいたしておりますのは、法を守るといふ立場に立つての指示でございます。

○**峯山昭範君** それはそれで結構でしょう。要するに第一項は守ると、そうでなければ話が進まないわけですか。いろんな事情はあるにしても、法制局の長官も説明がありましたように、統一見解の第一項、これは絶対守ると、当然これはもうそのとおりだと私は思うんです。そうでなければいられない問題がほかに波及してきますから、私は少なくとも、この十五、十六、十七、十八という間は、この統一見解にもありますように、暫定使用法に基づいた二条の使用権原が切れたわけですから、四条に基づいて返すと、そういうのはこれは当然のことであろうと思います。

そこで、私はまずお伺いいたしますが、復歸の時点で未契約の地主は何名いたんですか、そして現在未契約の地主は何名いるんですか。

○**政府委員(斎藤一郎君)** 昭和四十七年五月十五日現在で二千九百四十一人でございます。それが現在では三百五十六件になっております。

○**峯山昭範君** それでは私はお伺いしますが、昭和四十七年の五月十五日、すなわちこの暫定使用法が成立をいたしました。暫定使用法が成立する前にあなた方はこの未契約の地主二千九百四十一人に対してどういう処理をいたしましたか。

○**政府委員(斎藤一郎君)** 御質問の意味がちょっと把握しかねるんですが……

○**峯山昭範君** 要するに、あなた方は少なくともこの暫定使用法の第二条第二項の「法律の施行前に告示する」と、あなた方は、要するにこの暫定使用法に基づいて、あなた方の土地を全部取り上げるぞと、少なくともこの法律を告示したわけでしょう。通知しましたね、事前に。これはそういう手続はしてないんですか、したんでしょう。

○**政府委員(斎藤一郎君)** この法に基づく手続は行いました。

したか。大臣は法律を守ると言っています。法律に基づいて、あなた方は少なくとも借りるときはむちやくちやくに借り上げておいて、国が使用しなかりました、法律の権限が切れました、あなた方の要望によつてはいつでも返します——要望によつてではないですよ、それこそもう、法律の使用権限が切れましたから返しますという通知はしましたか。

○政府委員(斎藤一郎君) まだ通知はいたしておりません。

○峯山昭範君 いや、そういふのは私は全然納得できない。あなた方は、第四条に基づく準備ができればなんと言っていますけれども、実際は何にもやってないんじゃないですか、それが本音なんじゃないですか。本来なら、少なくともこういう問題については政府に返還の義務が生じているわけですから、要するにこれは統一見解の中にあるでしょう。大臣ね、あなたの願望だけが先走って——

○政府委員(斎藤一郎君) 御本人に、十分に返還の旨をお知らせする必要があると思つたのでございしますが、第四条に書いてございしますように、遅滞なく所有者に返還するという精神に基づいて、目下この未契約の土地について、返還の準備を、どういふ状況で、いつどういふ状況でお返しできるかといったようなことを検討しておるのでございまして、そういう検討の結果返還ができるという状況になりますれば御通知申し上げなければならぬと思つております。

○峯山昭範君 いや、そういうのは私は全然納得できない。あなた方は、第四条に基づく準備ができればなんと言っていますけれども、実際は何にもやってないんじゃないですか、それが本音なんじゃないですか。本来なら、少なくともこういう問題については政府に返還の義務が生じているわけですから、要するにこれは統一見解の中にあるでしょう。大臣ね、あなたの願望だけが先走って——

現実にはこういうふうになりましたと、実は法律が切れましたと、いろいろな事情があったにしろ、こちらは借りている方なんですから誠意を尽くすべきじゃないですか、再度お願いにしたい。実はこの暫定使用法の使用権限が切れました、したがって国としては返還の義務が生じた、つきましては第四条に基づいて原状回復の義務がありますと、実はそれについては協議したいと思ひますと、どういふふうにして返したらいいか、これは地主と相談せよといふかぬと、川があつたところなら川をつくつて返さなければならぬ、川がなくなつてしまつたところなら川をつくつて返さなければならぬ、といふ言ひもわからぬ。そういうことについては、少なくともこれは政府にその責任があるわけですから、私はそこらところをきちつとすべきだと思ひます。そういうことを全くしない、あなた方が願望だけ言っているなんというのとは、あなたも政府のこれは統一見解がうそで、よ。そういうことをきちつと何にもやらない、ということは全くおかしい、そう思ひますよ、私は。大臣は先ほどから、法律を守るのは当然だ、あたりまえだ、願望だ、こう言っていますけれども、純粹に法律的に考えたつてそういうことになるんじゃないですか。少なくとも、借り上げるときには、この暫定使用法の法律の条文の中にもありますように、告示すると同時に告示と同じ内容を手紙で通知すると、そういうふうになつて、相手の住所がわからないときには告示をする。借り上げるときだけそういうふうによつて、返すときには何にもしない、法律がひたすら通ることを願つておる、これではあなたの方のこの統一見解は矛盾していますよ、どうなんですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 先ほどもお答えしましたように、第四条によつて遅滞なく返還しなければならぬ法的義務を負つております。そこで、この未契約の土地について、ただいま先生もおっしゃいましたように、どうしても契約に應じてもらえないのかどうかということが問題でございしますし、それからもう一つは、位置境界が不明

確定であるというはなはだむづかしい事情がございまして、現地に即してこの土地であるかということがわからない。また大体がわかりましても、それが果たして、いま使つておる使用状態どういふうあいに遅滞なく返還できることになつてくるかといったようなことも、これから事情を明らかにしなければならぬといふことがございします。そこで、この使用期限が切れてから以降報道されておりますように、土地の地主の方が、おれ土地を見せよと、まずそこから事務が始まつておりました、見ていただくといふことの御希望に應ずるやうに、それについては基地の中のどの辺であるかといふことを御案内して見ていただくといふやうなことをいまやっております、応急の間に、とりあえず地主の御希望をまず第一段からかなえていくという努力をしておるのでございしますが、今後、ただいまお答えしたやうに、この土地であるかといふ確定がまず必要でございします、そして確定したところが、これがすぐ返せるかどうかといふ使用の実態と勘案して、すぐに返せるものは先生がおっしゃつたやうに本人の御希望に應じて返す、あるいはまたその際に、この土地をもう少しお借りできるかどうかといふ本人の御意向、あるいは今後、場所によりましては耕作をやつていただいて、そしてお借りするといったやうなことができるのかどうかといったことを今後やつていく準備をやつておりました、まづ本人の立ち入りが始まつておるといふ状況でございします。

○峯山昭範君 いや、そういうやうな本人の立ち入りとか、それはあたりまえ、当然でしょう。自分の土地に行きたいといふのですから、これはあたりまえのことですけれども、私は、この未契約の土地の皆さん三百五十六人、いまおっしゃいました。こういう方々に対して、言うたらおたくはお役所なんですから、ちゃんとした公文書で、皆さん方からお借りしている土地については返還義務が生じました、国は返さなければならぬとなりました、ついでには第四条に基づいて返還の手続をし

なくちゃならない、いかが取り計らいましょうか。言へばそういうやうな文書を出さなければならぬのと同じです、これ。少なくともそういうやうな一項目に基づいて、基地を見せよと言つてきた、自分の土地があるから立ち入らせてほしい、そんなことは。それ以前に、それは別に、少なくとも復帰の時点では二千九百四十一人がいた、こういう人たちは、あなたは先ほど答弁しましたやうに、この法律に基づいて通知をしたわけでしょう、告示を。少なくともこの暫定使用法も送りしたわけでしょう、先方に対して。二千九百四十一人の中には三百五十六人も入つていたわけでしょう。そういうやうな、借りるときにはきちつとし、あるいはそういうやうな手続をし告示をしておりながら、法律が切れた時点では国は何にもしてないじゃないですか、逆に言へば。本人からの要望があつたところだけ立ち入らせる、そんなものじゃないですよ、そんな。それは別問題です。少なくともあなた防衛施設庁長官として、きちつとした文書で、この切れる前に本当は手続にやいかぬ。しかしながら、いろいろな状況があつたからそれはできなかったにしても、もうきょうで四日間たつてゐる。もう文書は本人に発送していなければいけない。そうじゃないですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 御指摘のとおり所有者御本人の方々の立場に立つて、この第四条の義務を負つておるといふことを役所として正式にお知らせを申し上げるべき筋であつたといふふうに思つております。

○峯山昭範君 認めたんですけれども、そういう手続をすべきであつた。

現実には三百五十六人は全部沖繩にゐるんです。○政府委員(斎藤一郎君) 本土の人でも若干ゐるかに思ひます。沖繩にお住まいでない方が幾らかおられるようございしますが、正確にはよく調べて

みないとわかりません。

○**峯山昭範君** これから通知をせよいかぬのに、本土に若干いる。沖縄にいらつしやる方は、こういう時点で現地もそういう状況になっておりますからそれはわかります。本土にいる人は、自分の土地がそういう状況になって、少なくとも何日間かは政府に返還義務が生じて、そうしてこういうふうになった。逆に言えば、見に行くこともできたのに政府から何の連絡もないから見に行けなかった、こういう人も実際に出てくるんじゃないですか。あなたの方の怠慢ですよ、逆に言えば、怠慢によって、そういう自分の土地を見る期間があったのに見に行けないという人も出てきますね、現実には。これはやはり、私はこの手続は少なくともするということ姿勢でなければいけない、大臣どうですか。

○**國務大臣(三原朝雄君)** 使用権原がなくなりまして十四日二十四時以後の時点において、いま御指摘のように告示をするともに、未契約の方々に對しましては通知をする手続をとるべきであったということをも私も痛感いたしました。しております。したがって、いまからでもそれらの方々には、こういう早々な事態でございましたので、きなかったというふうなことにについては、私としては、いまからでも出さねばならぬかなというように、そういう受けとめ方をいたしておるのでございます。

○**委員長(増原恵吉君)** 委員の異動について御報告いたします。

本日、中山太郎君が委員を辞任され、その補欠として林道君が選任されました。

○**峯山昭範君** これは大臣、もう一回私確認をしておきますけれども、今後この法律がどういうふうになるかわかりません。どういうふうになるかわからないけれども、やはりこの法律のたてまえ

上、少なくとも私は今後防衛施設庁が、あるいは軍用地としてどうしても借りると、そういうふうな意味では、実はこの法律が十四日で切れて十五日からこういう機会があったんだ、こういうふうなになっていったんだということ、私は、政府としてはそういう手続をきちっと踏んでおくべきである、そして未契約の地主の皆さんには通知をすべきである、こういうふうな思いをしますよ、やっぱ法律を守るといふこの第一項がきちっとある限り、少なくともそういうふうなすべきだと思ふんです、これからでも。大臣、もう一回どうですか。

○**國務大臣(三原朝雄君)** 先ほど申し上げましたし、ただいまの御指摘の点につきましては、それが実施をいたしましたと考えております。

○**峯山昭範君** それでは次に移ります。

先ほどの大臣の一番初めの答弁の中に、大臣の願望がありました。沖縄の基地は、どうしてもまだ未契約の土地、軍用地については、これからも借りたい。どうしてですか、どうして借りたんですか。

○**國務大臣(三原朝雄君)** 防衛任務の遂行と条約の義務を果たすという立場に立ちまして、ぜひ使用していただきたいということでございます。

○**峯山昭範君** それは、もうちょっとわかりやすく言えばどういふことなんですか。大臣の答弁は、防衛任務と条約があるからということですね。結局は、これは端的に言いますと、米軍に提供してある軍用地が大部分なんですね、要するに、なぜ米軍に提供しなくてはいけないんですか。

ましては、日本の防衛とともに極東の安全と平和のために存在をされていることも御承知のとおりでございます。そういう立場から、日本自身も極東の安全に對しましてはできるだけの協力をやらねばならぬ立場におりますけれども、憲法の問題なり、あるいは核政策等の問題等で、日本は外部に對して出ることではできません。専守防衛の立場をとっておるわけでございます。そういう立場で、先ほど申し上げたように、日本の防衛任務、そうしてアメリカとの条約の義務を果たすという点を申し上げたところでございます。

○**峯山昭範君** 結局、安保条約があるから、要するにあれだけの基地が必要である。国民のいわゆる権利、沖縄の住民の皆さん方の一人一人の権利というのがありますね、個人の権利というのそれはいろいろありますけれども、私は、条約がそれだけ優先をするのかということになるとやはり問題がある。特に沖縄の現在の実情から考えてみても、これだけの二億六千万平方メートルというふうな、そんなすごい土地を軍用地として提供しなければならぬ。未契約の人たちはその中のわずかでしょうけれども、私はそこにやっぱり大きな問題がある、こう思います。その問題については、安保条約があるからどうしてもそうしなくちゃならない。そうかもわからないけれども、私はそれだけでは納得できない。現実にはそういう地主の皆さん方の権限というものを、政府としてはどういふふうな保障しようとするのか、あるいは自分の土地を持っている、そういう人たちの、ただ個人の権利じゃありません、沖縄県全体の問題に絡まってくる。沖縄の中に基地があるんじゃないやなくて、基地の中に沖縄がある、これは何回も言われてきました。そういうような私は基本的な問題を、政府は一体この五年間どう考えてきたのか。ここら辺のところをやっぱりきちつと解決しない限りこの問題は解決しないと思うんです。そういう点も含めてどうお考えですか。

○**國務大臣(三原朝雄君)** 先生御指摘のように、国民の人権を尊重し、また国民の防衛に對します

る理解と協力を完遂していくということが防衛任務の本義だと思ふんです。国民の協力的ない防衛というふうなものは、私は完全なものではないという基本的な立場に立つものでございます。しかし、いま御指摘になりましたように、沖縄における基地の密度がきわめて高いという現実、そうしたことから、歴史的な沖縄県民の方々の、県民としての心情というふうなものもよく承知をいたしておるわけでございます。したがって、われわれといたしましては、非常に過重な基地負担をかけるおそれという、それが大きく沖縄の県民生活なり、あるいは経済、あるいは社会問題に關連をいたしておるということも受けとめてまいっておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、極力沖縄の基地を整理縮小せなければならぬというわけで、御承知のように、復帰後におきましても、三次の日米防衛協議委員会等にかけて縮小に對して努力をいたしておるわけでございますが、今後とも、いま申し上げるように、基本的にはやはり国民のの申しますか、沖縄県民の方々の心情あるいは権利の保護、そういうものを十分受けとめながら、またお願いを申し上げるべきものはお願いをして、理解と協力を得るようにする。しかし、まず第一には、私はいま申し上げるように、整理縮小に向かって最大の努力をする。また地籍の整備等につきましては、五年でやりますというふうなことを言っておきながら果たせ得なかつたことを深く反省をいたしまして、将来に對しましては、ぜひそうした地籍整備につきましては五年の約束を今度こそ間違えてはならないということ、積極的に進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○**峯山昭範君** その基地の問題については後ほど質問をしたいと思います。

長官の決意のほどはわかりましたけれども、そこで、真田長官にお伺いをいたします。

条約というのは、憲法で保障された国民の権利というのがありますね、これとどういふ關係にあ

○**峯山昭範君** 現実にはこの国の基本計画は全く実施されていない。現実には沖繩の知事の血を吐くような思いのこの五年間の反省というのが報道されているんです。現実にはこういうものを見て

みましても、私は、政府は一体どう考えているのか。知事は、「やはり最大の苦悩は基地」である。沖繩中部、那覇市を中心とした七市町村で沖繩全土地の八％しかない。その四八％が軍用地。そんな狭いところへ沖繩全人口の五二・八％が生きて、全児童の五四％が教育を受けている。将来のことを考えたら憂慮せざるを得ない。というふうに、まだずっと続いているんですけれども、これは長官、実際問題としてこの新全総を進める上からも、たとえば、この沖繩の基地の中で、これだけの基地は返してほしいと、自主的に。向こうから、ここ返すぞ、あつち返すぞと言つてばらばら、何と言ふのか、夜店のたき売りみたいに返してもらうのではなくて、国として、これだけの基地はもうどうしても必要だから返してもらいたいんだと、こういうがちつとした計画を立てて、そうして米軍なり何なりにアタックする、そうではないと現実にはこの新全総は進みませんわね。ですから、私はそういうふうな姿勢というのはやはり必要じゃないか、こう思うんですけれども、この点どうですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 先生御案内のように、新全総に対しては、国の経済、社会の基調が変わつておりますので、それを見直しなさいということとが国総審で決定されました。その後、新全総の見直しと長期展望の作業を踏まえて、五十年の十二月に三全総の概案というものができまして、それを基礎にいたして三全総のこの作業を進めている段階でございますから、ただいま御指摘の点については、三全総において十分実りあるものにしてまいりたいと、かように考えております。

○峯山昭範君 私は大臣ね、大臣のことですから決して——私は少なくとも、新全総を昭和四十七年の十月三十一日、この一部改定して初めて沖繩の問題がこの新全総の中に盛り込まれた。私は非常に短い文章ではありますけれども、現地の知事を初め皆さん方、これは非常に大きく期待をしておるわけです。政府も基地を縮小すると、それが

やつぱり沖繩の発展の基本であるということについて政府もわかつてくれたんだと、こう言つて、少なくともその当時は非常に期待をしたんです。ところが、現実には全然その基地の整理縮小なんというのはいくらも進まないから、非常に落胆をしているところがある。そういうような意味では、いま大臣が三全総をまとめていらっしゃるということですから、私は三全総の中身はどういうふうになるかわかりません。しかしながら、現地の人たちの期待は大きいということですから、そういうような意味では、少なくとも私は初めに申し上げましたように、那覇市を中心としたあの沖繩の開発や発展やいろんな面の一番いいところが、現実に私たち沖繩に何回も行きまして、那覇市のあの道を何回も通りましたけれども、現実に東京で言えば、東京駅前から、皇居の前から、ずっと国会に来るその周りが、いわゆる米軍の基地になっているのと同じじゃないですか。そんなこと東京で現実にあつたら東京の発展なんてないですよ。それと同じような実情が那覇にあるわけですから、やはり私は、そこそこは、安保条約があるうかががあるうかが、私は少なくとも、それは憲法上は条約は優先しなくちゃならないかもわかりませんが、政府としてはやつぱりそれだけの強い姿勢を発揮して、具体的な計画、具体的な対米折衝——きょうはまだ外務大臣と官房長官がお見えになっておられますから、この問題については午後引き続きまた質問をいたしますが、私は少なくとも総理にこゝへ来てもらつて本当は質問したいんですけれども、総理がおりませんからかわりに官房長官と言ひましたら、官房長官五十分に来る予定のところはまだ来ていません。しかしながら、私は、少なくとも政府として具体的にその計画を立てて、そして具体的に優先するか、そんな空論を言いたくはない。少なくとも私は条約が優先するために、憲法で保障された個人の権利というものが侵害されるようなことがあつてはならない、こう考えているわけです。そういうふう

な意味では、大臣が三全総を進める上においてもそういう点を十分配慮して、現実に、これをつくつてから大臣、もう約五年たつわけですね、これね。五年ね。いま見直しをしていらっしゃるというのでありますけれども、そういう点はやつぱり十分配慮をしてこれを進めていただきたい、こういうふうに思います。いかがですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 三全総については、先先生御案内のように首都圏の整備をすると同時に、やはり地方振興を図つて雇用の場を与え、さらに人口定住化構想というものをいま進めているわけでございます。沖繩にどれくらい人口が住まうことによつてよりよい沖繩ができるのかということ、沖繩県庁あるいは市町村との、いろいろアンケートをとりまして、その結果を踏まえていま策定中なんですけれども、ただいま先生の御指摘の趣旨は、開発庁とも十分相談の上、三全総の上で位置づけをしてまいりたい、かように考えますので御理解をいただきたいと思ひます。

○委員長(増原恵吉君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時六分再開
○委員長(増原恵吉君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案を議題とし補充質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○峯山昭範君 午前中に続きまして質問を続けます。初めに、防衛施設庁にお伺いしますが、昨日です、那覇市の前田助役が施設庁を訪れまして、四施設内の計三十七筆、六万一千平方メートルの市有地の返還を要求した、こういうように報道されておりますが、その中身について詳細にお伺い

したいと思ひます。

○政府委員(斎藤一郎君) 昨日、那覇市所有の土地について立ち入りの御希望があつて、そういうお話に対して対処したというふうに承知をしております。

○峯山昭範君 公文書を手渡したということになっておりますが、その中身はいま私が申し上げたとおり報道されておりますが、そうじゃございませんか。

○政府委員(斎藤一郎君) 私も、市の方からの御要望があつたということを承知しておりますが、どういふ文章のものをちやうだいしたかちやうとまいわかりませんので、すぐ問い合わせをお答えしたいと思ひます。

○峯山昭範君 それじゃ、これはいづれにしても非常に大事な問題ですので、どういふふうな内容で、どういふことになっているのか、早急に問い合わせを願ひたい。

それからもう一つ、沖繩県の方も外部部長が、五つの施設内の二十万四千平方メートルの県有地の立ち入り調査の同意を求めた、こういうふうにございますか、この点についてはどうですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 県の方も同様に県有地についての御希望があつたので、その立ち入りについて米軍側とも了解を求めながら、あるいはきょうかあすか、明日中に実行するということとを承知しておりますが、詳しくはちやうと調べる時間をいただきたいと思ひます。

○峯山昭範君 私の質問時間、これからあと約一時間ほどしかございませんので、その間に調べて電話連絡で結構ですから、どういふふうな内容になつてゐるのかお伺ひしたい。

○政府委員(斎藤一郎君) 大至急電話連絡で実情を問い合わせさせていただきますと思ひます。

○峯山昭範君 実は、私は非常に時間的な制限もございまして、本当はいろいろな角度からやりたいのですけれども、きょうはとりあえず、まず基地の問題にしばつて質問をしたいと思ひます。私たち、この沖繩の米軍基地を初め昭和四十三

年ごろからその実態調査をやりまして、何回かその実態を発表してまいりました。そういうような中にありまして、午前中の質問でも申しましたように、米軍基地を縮小すると、整理縮小するというのがやっぱり基本でなければならぬ。米軍基地を全部なくしてしまふ、まあそれが一番いいわけですが、とにかく現在の米軍基地の実態が一体どういふふうになっているのかという点について、きょうはまずこれからお伺いしてまいりたいと思ひますが、午前中も申し上げましたように、知事の復帰後五年間の感想を聞かれた中で、午前中も一通読み上げましたが、沖縄の最大の苦悩、これは基地という問題です。これは要するに、特に、ただ基地があるというだけではなくて、基地があることによってこれから先、いわゆる児童生徒、子供、そういう方々に与える影響を非常に心配をされていらっしゃるわけですね。私は、これはそういうふうな知事の心配というものはもう当然のことであるかと、こういうふうな思ふわけですね。この点については、これはまず防衛庁長官と総務長官、どういふふうにお考えか、まず所感を伺ひしておきたい。

○国務大臣(三原朝雄君) 沖縄におきまする基地問題が、沖縄行政の一番大きな問題であるということはお指摘のとおりだと思つております。したがういまして、私も基地を担当をし、基地を利用させてもらつております防衛庁といたしましては、できるだけ基地を整理縮小することがまず大事であるというところで、御承知のように、五千七百四十四万平米についてとりあえず返還を願つてまいつておるところでございますが、しかし、現在まで千七百万平米だけを返還をして、まだあと四千七百三十五万平米が、実は返還をすでに受けておりながら、それを完全に返還の完了できない状態にあることも現実でございます。まあそういう点について、防衛庁といたしましては、できるだけ沖縄の基地を整理縮小したいという方向に向かつて努力を続けて今日までもまいりました。今後ともいねばならぬという考え方でおります。

わけでございます。○国務大臣(藤田正明君) 総務長官ではなくて、沖縄開発庁長官として答弁をさせていただきますと思ひます。

おっしゃいましたように、基地周辺に、児童その他の教育にも悪影響を及ぼすというところでございますが、その点は確かにそうであるかと思ひます。それからまた、雇用面におきましても、土地の利用という点におきましても、沖縄の振興開発の中でこれが障害になっているのも事実であります。やはり沖縄の今後の開発のためにも、本土との格差をその意味でなくするためにも、第一次産業、第二次産業の振興に努めなきゃならぬわけでございますが、その意味でも土地の利用面で相当な制約になっていることは事実であります。

○釜山昭範君 両大臣の答弁は、私が聞いていることとちよつとポイントが外れているみたいな感じがするんですけども、要するに知事は——もちろん私はこれから基地の問題について詳細にお伺ひしていきまますが、午前中も読み上げて、もう一回読み上げますが、「沖縄中部、那覇市を中心とした七市町村で沖縄全土地の八割しかない。その四八割が軍用地。そんな狭いところへ沖縄全人口の五二・八割が生活し、」そして、その沖縄の「全児童の五四割が」そこで「教育を受けている。将来のことを考えたなら憂慮せざるを得ない。」というように、これは要するに将来の沖縄のこと、将来の沖縄を背負つて立つ、大きく言えばもう日本の将来を背負つて立つ児童が、そういうふうな非常に狭いところへ押し込められて生活をしている。そういうふうな生活環境で教育を受けている。そういうふうな子供が、要するに沖縄の全児童の五四割、半分以上に達しているというわけですね。これは、私は非常に重大な問題を含んでいると思ひます。そういうふうな意味では、よほどこの問題について政府としても対応していかなければならぬ、こう思ふわけですね。この点についてはどうですか、総務長官。

○国務大臣(藤田正明君) おっしゃることは、いまのような狭い沖縄の本島の、しかも那覇地区にそれくらい基地が密集してきておると、そこへ人口ももちろん密集しておるわけでありまして、将来これをどうするか、こういうふうな御質問であらうと思ふのですが、それでよろしうございしますか。

○釜山昭範君 結構です。

○国務大臣(藤田正明君) それはおっしゃるとおりでございますが、沖縄の基地は日米安保条約によつて、基地協定によつてこれはつくられて、国際条約によつて設けられているものでありますから、そう一概に簡単にこの縮小ということはないかなかなかむずかしい点もございしますけれども、しかし、その縮小の方向に政府が全力を挙げて、いまおっしゃつたようなことをなくするためにも、沖縄県民のためにも、縮小のために全力を挙げていかなきゃならぬということの方針として持つておるわけでございます。先ほど国土庁長官も申されましたように、また防衛庁長官も申されましたように、整理統合の方向でいくと、こういう方針を堅持して今後とも着実にそれを進めていきたい、かように思つておる次第でございます。

○釜山昭範君 総務長官、私はあなたのその答弁、全く納得できない。そういうふうな実態にならなからず、先ほど新全総の話を私いたしました。新全総の中では、こういうふうな沖縄の発展のために、政府としても初めて昭和四十七年の十月の三十一日に閣議決定をして、沖縄の問題を初めて盛り込んだ。沖縄の問題初めて盛り込まれましたから、現地の知事を初め皆さん非常に喜んで、最後の方になって、「このような開発を進めるうへで、」どうしても「沖縄の米軍施設、区域は、できるだけ早期に整理縮小されるべきであり、」と、しかも、その中でも「とくに、那覇市およびその周辺に広がる米軍施設、区域については、那覇圏の形成の見地から、その整理縮小を図る必要がある。」と、こういうふうなうたわわっているわけ

ですね。ところが実際は、私はここでうたわわれた計画が実際に実施されていないということですね。たとえば、もつと簡単に言いますと、一体那覇圏の那覇市を中心とした七カ市町村で二億六千万平米のいわゆる米軍軍事施設があるわけですね、一体このうちどれだけを米軍から返してもらおうとしているのか、政府は。一体対外的に、アメリカに対してどれだけ返せと言っているのか、いわゆる都市計画なり何なり具体的な計画は進んでいるのか、そのところが大きな問題ですね、やっぱり。これはどうなんですか。

○国務大臣(三原朝雄君) 先生御指摘の全沖縄県内におきまする基地全体について再検討して整理縮小することはできないかという点が一つございします。この点は、先ほど申し上げましたように、これから先も検討を進めてまいらうように努力をするわけでございますが、とりあえずといたしましては、実は那覇周辺ばかりじゃございせんけれども、沖縄中部等もあるわけでございますが、那覇周辺が人口稠密な地帯において、実はその地帯から何とか配置を変更することによつて、その稠密な事象から、そういういま申されました教育の問題なりあるいは一般の市民生活等の問題から、多少なりともそうした意向を踏まえて善処する道はないかということ、十四回、十五回、十六回で返還を受けたわけでございます。その返還を受けた土地そのものが、実はまだ完全に返還を受けて一般に返還をする態勢になつていない。これには相当な実は施設変更等、移転等で費用がかかりますのでやっておらない地域もありませんし、また移転しようとする移転先の県民の方々の了承も受けねばならぬというふうな困難な事情もございまして、難渋をいたしておりますけれども、そういう点について、特に那覇地区のようないくつかの人口稠密な地帯についての特別な配慮をして努力をせねばならぬというところで、現在鋭意努めておるといふ事情でございます。したがういまして、私もといたしまして、いま国土庁長官なり、あるいは総務長官が申されましたよ

うに、沖縄全体を含めて大変な基地の密度が高いということ、それが沖縄の将来に向かって非常に大きな不安感と夢をなくしておるということも十分承知をいたしております。したがって、重ねて申すようにございまして、全体の整理縮小に對し、今後もう一回見直しして、いままで返還を受けておりましたものに対して、それ以上の整理縮小をすることによって返還をさせるように努力をするという、そういう姿勢でおるわけでございまして。

○峯山昭範君 どうも防衛庁長官、そういう答弁ではだめですね、現実にはこの新全総ができてこういふふうなことを発表しているわけですから、これでも、国土庁長官、これは実際問題として、こういふふうなことに書いてある中身ですね、これは五年間たつていますけれども、いま見直しをされるということでは先ほど答弁ございましたけれども、基地の整理縮小についての計画、それで、特に那覇地区とお書きになっていらっしゃる。これは防衛庁長官、私が言うているんじゃないですよ、これは政府で閣議決定をした中身なんです。私は沖縄全体の話をしたいんですけれども、きょうは余り時間ございませんから時間をしばって、少なくとも政府が計画を立てたその中身、実際問題そういうような中身は一体どうなっているのか。政府自身として基地の整理縮小の方針を決め、そしてその中身について那覇市の基地のどこら辺をどういふふうに戻していただくのか、そこら辺の具体的な計画案はできたのか、また現在まだできていないのか、これはどうです。

○国務大臣(田澤吉郎君) 御案内のように、新全総においては、那覇圏というものは沖縄において非常に重要な位置づけをしております関係からして、適正な広域的都市計画をつくる必要があります。あるといふことをまず前提にしながら、市街地のいわゆる工業機能を分散すると、さらに那覇市周辺は国際会議場とか、学術研究所とか、その他いろいろな文化的な施設をやはり備えなければならぬといふ、あるいは住宅、あるいは生活環境

の整備を図らなければならないとか、さらには、那覇は沖縄の中心でございまして、やはり医療センターだとか、大学だとか、総合公園等の施設を施さなければならないといふことを新全総でうたつてあるわけでございまして、その線に沿うて、それぞれ五年の間、これを実施のために開発庁を初め各関係省庁で努力をいたしているものと私は理解をいたしているわけでございまして。

○峯山昭範君 国土庁長官ね、きょう時間ございませんで、その細かいところまで議論している時間がないんですが、要するにこの基地の整理縮小、いま長官がおっしゃったようなものを実践するために、いわゆる基地を整理しなくちゃならないといふことが政府の方針で閣議決定された。そうすると、そのいわゆる整理縮小の方針は、原案というのとはできたのかどうか、そこを聞いています。

○国務大臣(田澤吉郎君) その点についてはまだできておりません。

○峯山昭範君 いや、ですからそれができてないんでは、これはもうどうしようもないわけですよ。どうして五年間も、ここに書いてあるいわゆる整理縮小の計画ができてないわけですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) この点については私の所管外になると思っておりますけれども、いわゆる日米安保条約等のいろいろな関係から、そういう点がおくれていると理解をいたしております。

○峯山昭範君 これは所管はどこの大臣ですか。それで、政府のこれは方針ですからね、五年間も、われわれに約束しておきながらできていない、なんといふことじゃ納得できませんよ、これ、どうなっているんですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 先ほど来お尋ねの基地の返還については、御案内のように日米行政協定に基づいて米軍に提供しておりますが、その返還の交渉の窓口は、防衛施設庁と外務省ということになるかと思っております。

そこで、私どもは沖縄の基地の整理統合ということにいろいろ努力をまいりまして、先ほど

大臣からお話がありました日米安保協議会という場で米側に返還をいろいろ持ち出して、その結果、十四回、十五回、十六回、三回の協議会におきまして、返還の約束が取りつけられておるわけでございまして。細かいことを省略しまして、そのトータルを申し上げますと、そのトータルは、五十四施設で五千七百四十四万平方メートルのものを、移設が済めば返すと米側の条件がついております。無条件のものもございしますが、そういうことでございまして、その米側の条件、移設をするといったようなことを実行しながらその実現を図つてまいつておるわけでございまして。ただいままでのところ、この中で約一千一百万平方メートル、二十二施設にわたるものが実現しておりますが、その差し引き残りの四千七百三十五万平方メートルのものが、移設先がなかったり、あるいは移設の条件が整わなかったりして残つておるといふ実情でございまして。

で、なおこの日米合同委員会の話し合いのほかに、もうすでに返還の手続をしておつたものもございまして、今日まで沖縄で返還されたもの全体は二千万平方メートルでございます。ただし、まだ残つておるのは、先ほど先生御指摘のように、二億六千三百万平方メートルでございます。その中で、それに対する比率というものは微々たるもの。したがって、先ほど来御指摘のような今後の努力というものが大いにやらなければならないといふふうに考えておる次第でございまして。

○峯山昭範君 私の質問に答えてもらいたい。要するに、政府は沖縄のこの基地の返還について、アメリカの都合だけどうのこうの言っているんじゃないですか、私は安保条約があるといふことも先ほどの午前中の議論でわかつています。政府が整理縮小せよといふかぬと、こう言うているわけですか。政府の一体整理縮小の案というのは、計画というのとは一体どういふ計画なんだと。アメリカの都合じゃない、こちらの都合で、こちらの土地なんです。この土地は沖縄の発展上どういふものも必要だ、那覇圏を中心にしたこれだけの土地は

どうしても必要なんだと、そういう具体的な沖縄発展のための計画がないといふかぬでしょう、計画が。向こうだけの都合で返還を進めるなんて、そんなことじゃいかぬですよ、やっぱり。こちらの政府の原案は一体どうなつたんだと。基地縮小のための計画はできているのか。先ほど国土庁長官はそんな計画できてないとおっしゃいましたが、できてないといふならば、いわゆる新全総に対するこの政府の閣議決定はみんなうそだつたのかと、こういうことにもなりかねませんよ。政府の姿勢としては一体どうなつておるんだと。要するに、沖縄の基地の整理縮小の基本的な考え方、計画、そういうようなものを本場に策定する意図があるのかどうか、これはどうなんですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 先ほど申し上げましたように、沖縄の開発を進める上において、沖縄の軍用施設の整理縮小、特に那覇圏の整理縮小というものは絶対的な要件でございまして、その線に沿うて努力をいたしているというのが現状でございまして。ただ、先ほど防衛施設庁長官からもお話をありましたように、日米安保協議会ではいろいろ進めておりますが、現状はこれとおりでいうことでございます。しかし、あくまでもこの計画に沿うて努力をしているということだけは御理解をいただきたいと思つてございまして。

○峯山昭範君 いや、私は安保条約があることは、もう本当はそこは問題があるんですけれども、そのことは一応省いて、要するに自分の土地がこうあるわけでしょう、長官。その中で、やっぱりどうしても一番利用せよといふかぬところはここだと、これだけを返してほしいという計画はあるのかと言ふんです。そういう計画も何にもなしに、アメリカにただ返してくれ返してくれと言つたつてしょうがないじゃないですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 私ども施設庁の立場では、先ほど来御指摘のようなその方向に向かう努力をいたしておりますが、それには地元の要望、あるいは開発計画という具体的なものに合う努力をしたいといふことで、常にそ

○**峯山昭範**君 いや、そんなことじゃない。それは実態じゃないですか。そうじゃなくて、あなた方が交渉する前提となる、どこの基地をどれだけ返してもらおうと、そういう計画はできてないのかと言っているんですよ。計画も何にもなしに、アメリカさんどこか返してくださいと、すいたところからで結構ですわと、こういうふうな交渉のやり方じゃどうしようもないんじゃないですか。基本的に、要するにアメリカの基地の中ここは沖縄県の発達の上でどうしても必要なんだから、これだけは返してほしいと、こういう基本的な交渉をしないといね、あなた方の新全総にうたったこれ、みんなうそになっちゃうじゃないですか。こんな簡単なことがわからなくて、きちんと答弁できなくてどうするんですか、一体。

○政府委員(斎藤一郎君) 那覇市については、すでに那覇空港が返還になっておりますし、それから牧港の住宅地区については道路沿いのところ、あるいはその他……

○峯山昭範君 そんなこと聞いているんじゃない
 というの、そんなこと。

○政府委員(金藤一 郎君)等を返すという努力をしておるわけでございまして、後の開発計画は私どもの所管ではないので、具体的なものに見合つて努力をしてまいりたいということを申し上げてゐるわけでございます。

○**峯山昭範君** もう一回言いますけれども、**沖繩**の米軍基地がどういうふうな実態になっているのか、これはあなたが先ほど説明をいたしましたね。二億六千三百万平米というような大変な面積になっている。しかも、その大部分が沖繩の本島、その那覇圏を中心にした七市町村に集中しておる、これはあなたの説明のとおりです。あなたはその実態の中で、いま防衛庁長官も五千七百四十四万平米返ったとか、千幾らとかごちゃごちゃ言っていますけれども、実際のところ、実際に返還されたところは全体の5%もないんじゃないですか。そういうふうなことじゃなくて、少なくともこの

新全総の中でうたった政府の基地の整理縮小の計画はできたのかと言うんですよ。そういう計画ができてなくて、行き当たりばったりにアメリカに要求したってどうしようもないじゃないか。現実には沖繩の発展のためには、沖繩のどこら辺の基地をどの程度最低とりあえずほしいんだと、沖繩の住民の福祉と幸せを守るためにはこれだけのエリアはどうしても必要だと、そういう政府の強烈な主張がなければ基地は返ってきませんよ、全然。防衛庁長官は、先ほど五千七百四十四万平米が返ってきたと言っていますけれども、これ自体がもうわずかじゃないですか。しかも、その中で完璧に返ったのは十万平米と説明されているんじゃないんですか。一千万平米であるとすれば、実際問題全体の面積からすれば二%か三%にしかならないじゃないですか。そんなじやどうしようもないから、やっぱり政府全体として沖繩の将来のためにも、先ほど、知事が本当に血の出るような呼びのときで出てまいりましたように、将来のことを考えると、児童の教育やいろんな問題から考えてみても、最低限これだけのところは早急に返してもらわなきゃいかぬと、第一次としてこれだけのところは返してもらわなきゃいかぬ、第二次としてこれだけは返してもらわなきゃいかぬという政府の基本的な計画があってもいいんじゃないかと言うんだ、私は、それを五年間つくってないというのかでできてないのか。突進を聞いているんじゃないか。その計画がまずできてないと、アメリカとどういうように交渉しているかという話もこれからどうなっているんですか。これ

○政府委員(斎藤一郎君) 先ほど申しました日米間の話し合いによって、十四回、十五回、十六回という回を重ねて、今後返還すべきところを日米間で話し合っております。それに基づいて実行しつつあるというのが日米間における話の実態でございます。あと県開発全体のための計画というのは、私ども県開発計画を立てる立場にないもの

で、それはよく県の御要望、あるいは地元民の御要望、そういうものを踏まえて今後進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○**峯山昭範君** これはね、委員長、私がさっき質問したの明確でしょう。ですから、私は政府を代表したきちつとした官房長官なり何なりが来て、少なくともこの政府の閣議決定に基づいた基本的なきちつと計画がなければ何にもならない。当然できているべきものがまだできていない。防衛施設庁が、実際外務省と一緒にアメリカと交渉するにしても、沖繩県は要するに、実は私たちが沖繩へ行つてまいりましたね、現実には午前中にも申し上げましたように、沖繩の一番大事なところ、一番どうしても住民として使いたいところ、が米軍に使われていると、これを返してもらわないう限り沖繩の発展はあり得ないということを

い限り沖縄の発展はあり得ないということを見ん

な知っているんじゃないですか。そのためにはやはり沖繩の県民のことを考えれば、政府としてどうしてもここは必要だということを詰めて、計画を立てて、そしてそれを中心にしてアメリカに

交渉しなければ、ただ単に日米安保協議委員会を
何遍開いたって、アメリカさんの御都合どうです

よ。沖縄の県民の都合を考えてアメリカと交渉しないのだめなんじゃないですか。これも私は一歩下がった議論をしているわけです。安保条約のことを前提にもう午前中やりましたが、そのこと

す。だから、少なくともここら辺の計画がきちっとできてないかどうかというところを言うのです。やはり政府をまとめてどの大臣が答弁するのか知らぬけれども、とにかくきくと、総理大臣でも

来てもらってきちつと答弁してもらわなければ困ります。そうでないと、沖繩の基地の整理縮小なんて政府がうたっているうたい文句は空文に等しいですよ。これはきちつとしてもらわないと困ります。

○国務大臣(藤田正明君) おっしゃいますように、いままでは日米安保協議委員会におきまし

て、米軍と外務省、防衛施設庁が窓口になりました。話し合いを進めておりましたけれども、より以上計画的に県民の要望に基づいて、あるいは沖繩市の稠密な人口地帯をいかに緩和していくかというふうなことに基づいて計画的にやれと、そういう計画はできておるのかどうか、こういうふうな御質問であらうと思いますが、實際は、先ほど兼防衛施設庁長官が申し上げましたように、この委員会でもやっておるだけでございますので、今後峯山委員の御説のとおり、県民の要望を組み入れた形の、開発庁もよくその協議の中に参加をいたしまして、将来の沖繩全島の開発計画の中において、特に人口稠密な那覇地区の開発には慎重にこちらの要望を強く米軍にも訴えて、そうして早期にこれが返還されるように努力をしまいたい」と存じます。

と存じます。

○**峯山昭範君**　まあ一歩前進の答弁ですけれども、さらに私は確認しておきたいと思うのですけれども、少なくとも、この政府で決定された新全総ですね、しかもこれは国土庁長官が先ほどから

説明しておきますように、見直しをいましていい
つしやる。しかし、私はそういうような面から考

えておられます。これに外務省が答へておられるのは防衛施設庁が交渉するにしても、その交渉する基本となるものはこれはどうしても必要だと思うんです。そういうふうな意味では、少なくとも、もう本当は全面返還が一番好ましいわけです。す

も、それができないとするならば、第一次にどこまで、第二次はどこ辺までと、やつぱり少なくともそういう具体的な計画を立てて、積極的にはやっていただかないと困る。そういうふうな

意味では、私はまず整理縮小に対する政府の原案ですね、この計画をきちっと立案するということを約束していただきたい。

○国務大臣(藤田正明君) 先ほど来申し上げましたように、関係省庁が相集まりまして、そのよう

な政府の基地縮小の整理統合といいますが、それ
の原案を作成してまいりまして米軍と交渉はいた

します。ただ、相手のあることでございますから、その計画どおりいかいかぬかは別にいたしまして、強力に米軍と協議をいたしてまいりたいと思ひます。

○峯山昭範君 再度同じことを言いますが、前段の米軍との問題は結構です。相手があることは私もわかつてはいるわけですから、当然です。それから、とにかく政府の基本的な原案というのを早急につくらなきゃいかぬと。そうしてそれに基づいて防衛施設庁なり、外務省が交渉しないといけない、こう思うんです、私は。この点再度確認しておきます。

○国務大臣(藤田正明君) 仰せの趣旨はよく理解できますので、政府の方におきまして、返還計画を自主的に県民の要望を組み入れたものをもってつくっていきたいと思ひます。

○峯山昭範君 それでは話を一歩進めます。そこで、まずこの沖繩の米軍施設、これは全部で幾らあるんですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 沖繩の米軍施設は、四月一日現在で五十四施設、二億六千三百万平方メートルでございます。

○峯山昭範君 四十七年五月十五日以降、返還された面積は幾らですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 全部返還になったものが三十三施設、一部返還が十九施設ございまして、土地面積では千九百九十七万平米ございします。

○峯山昭範君 現在の沖繩に占める総面積の何%が返還になったんですか。

○政府委員(斎藤一郎君) ちょっと計算がすぐにしづらいんですが、現在ございします沖繩で返還にならずに米軍が使っている施設が全体の一一・七二%でございます。それで返還になったのは従来あったものの約八%でございますから、返還になったものの全部に対する比率が一%に満たないのじやないかと思ひます。

○峯山昭範君 実際問題として、返還された面積、沖繩県の私の手元にある資料によりますと千

七百三十九万五千平米、これは返還後です。昭和四十七年五月十五日以降返還された面積が千七百三十九万五千平米なんです。もちろんいまあなたの方のおっしゃった資料とは日にちの食い違いがありますから、多少の違いはありますけれども、いずれにしても県の方の資料でしましても六%、あなたが説明した資料によりまして八%、これはやはり全体の面積のぐあいからいまして、もこれは大変な問題です。

それじゃ、もう一ついきますが、日本全国で米軍用施設というのはいくらあるんですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 本土全体で米軍施設が七十七施設、約二億三千四百万平方メートルでございます。

○峯山昭範君 いま本土全体で二億三千四百万と言いましたね。そうですね、本土全体で。それで沖繩が二億六千三百万、これは一体どういうことですか、これ。米のいわゆる軍用施設だけで日本全国、沖繩も入れて全部で幾らですか、これ。

○政府委員(斎藤一郎君) 日本全国で百三十一施設、合計約四億九千七百万平方メートルでございます。そのうち沖繩が先ほど申し述べたおるよう五十四施設、二億六千三百万平方メートルあるというところになっております。

○峯山昭範君 これは一体、あの狭い沖繩にどうしてこんなにたくさんさんの基地を押しつけなければならぬんですか。私は午前中の論議で安保条約や、条約の問題、憲法の権利の問題もやりましたけれども、再度蒸し返しはいたしません。要するに安保を適用するところだけが本土並みで、それ以外のこの負担の問題、これはやはりこの問題を解決しない限りどうしようもないんじゃないですか。やはり私は感覚的に見ても、どこから見てもやっぱりこれはいまから五年前の状況がほとんど変わっていない。これはやはり私は政府の姿勢としても非常に私はいかぬと思う。やっぱりこの施設は、少なくとも余りにも多過ぎる面積、これは外務大臣、この実情というの、日本の政府の姿勢が要するに沖繩に全部し寄せされて

いると、こういうような面では少なくとも私は、アメリカに対してはもっと率直に物を言うべきじゃないか。そしてわが福田内閣の政府としては、こんなたくさんさんの基地を向こうに任せるわけにはいかない、これは少なくとも早急に整理縮小しなきゃならないという基本的な考え方、そこに立つてやっぱりアメリカと交渉すべきだと、私こいうふうに思うのですけれども、この点あわせて御答弁願ひます。

○国務大臣(鳩山威一郎君) ただいま御議論ございました。米軍の施設が沖繩県に大変過重して存在するといふ点につきましては、これはもうお説のとおりでございます。また、私もその点につきましては、アメリカ側に対しまして、この返還以来、整理統合につきまして要望をいたしておるところでございます。この具体的な問題といひましては、この委員会の席で逐次実現の計画を促進をいたしておりますけれども、なお残された問題につきまして努力をいたしておるところでございます。

また、今後の整理縮小計画につきまして、先ほど来御議論いただいたわけでございます。これからの対米折衝におきまして、いま申されましたような沖繩県だけに過重をされているというようないま情に付きまして、極力この面につきまして改善されていきますように努力を図りたい、こう思っております。

○峯山昭範君 私は大臣、この返還後ちょうど五年たちました。この五年間のいわゆる反省というものがなければいけない。政府の、いわゆる昭和四十七年の、先ほど申し上げました新全総の計画の中でも、大臣はまあいらつしやいませんか。それからちよつと申し上げますが、その中でも、やっぱりこの基地の整理縮小というのは政府の方針になっております。われわれも、少なくとも、五年前のあの沖繩問題を国会で議論したときにも、この広大な基地がもう少し縮小される、少なくとももう半分以下になつてしまふ、本土並みというくらいにはいまのこの十分の一以下の基地になつてし

まうんじゃないか。そうでなければ、沖繩の発展は考えられないと、そこまでわれわれは考えていたわけなんです。ところが、実際問題、この五年間、それは外務省も一生懸命やっていたと思ひます。しかしながら、結果としては、パーセントで言えば五%、六%というふうな、先ほどの施設庁長官の方の説明によりまして、最大限に言ひましても八%しか返つてきていない、この実情です。これはやっぱり、これから交渉する場合でも、これまでの五年間がこうであった、いままでも一生懸命やってきたけれども、これからは一生懸命やっていくというところは、これまでやってきたのをずっと継続してやってもらったんじゃない、この過去の五年間の成果しか今後上がないわけなんです。それじゃまずいから、やはり、いままでの反省はこうだった、だめだ、もうこれからこうしないといけないという基本的な、強烈的な姿勢がないと、これは相手のあることだと先ほど答弁ございましたけれども、相手があるからこそ、やっぱり福田内閣、がっちりしてもらわないとこれは交渉はできない、弱腰になつてしまふ。で、その点は、やっぱりかちつと腹を決めて、先ほど私が申し上げましたように、返還要求する場合でも、その返還の政府としての基本的な計画をばっちり立てて、沖繩県民のためにはこれだけはど

うしても必要なんだという、計画を立てると先ほど総務長官が約束していらつしやるわけですから、それに基づいてがっちり交渉していただきたい、このことを要望しておきますが、その点についての答弁を願ひたい。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 今後の整理統合計画、縮小計画につきまして、総務長官、沖繩開発庁並びに防衛施設庁の方とも十分連絡をとりながら、いま御趣旨のような線に沿ひまして努力をする所存でございます。

○峯山昭範君 とにかく、もうその点は真剣に取り組んでいただきたいと思ひます。さらに、これは施設庁の方へもう一回お伺ひしますが、返還された土地、返還された土地が、こ

われはそういうことがあるから、やっぱりお役所は一本にしぼるべきだと、こう主張してきたわけ

です。この点はどうか。私は今後の法案を実施する面において非常に大きな問題になると思ひますので、この点は今後どういふふうになるのか、一遍きよつと答弁いただいておきたい。

○国務大臣(藤田正明君) 新法案の方では、基地内は防衛施設、基地の外は沖繩開発、こういうふうになつております。県の試案におきましても、また社公共の三党提案におきましても、これは全部沖繩開発でやたらとだ、一本化したらどうか、こういうふうな御提案がございました。これにつきましていろいろと検討を加えてみましたけれども、基地の中はやはり日米安保条約、基地協定その他によって、なかなか外部の人間では入れません。それから、過去五年間防衛施設がずっと努力されてこれらによって、人的関係ももうできております。そういうことを勘案してみますと、やはり基地内は防衛施設、基地外は沖繩開発がやるのが合理的ではないか、その方が実効が上というふうな結論をもちまして、いまのように二つにまた分けた次第でございます。

なお、緊密な連絡を防衛施設と沖繩開発とがとりながら今後ともやっていくことはお約束いたします次第であります。

○峯山昭範君 さらにその点はまああれとして、もう一点はこの十三条の勧告の問題です。これは先般から、本当は私は、提案者の木野さんにいふんこちらの方が質問がございましたけれども、木野さんは結構なんです。木野さんじゃなくて、いわゆる政府側が、この問題について、十三条のこれだけで解決すると思つていらつしやるのかどうか、われわれとしては勧告だけでは足りないんじゃないか、勧告を聞かなかつたら一体どうなるのかと、現実はこの集団和解方式というのが非常に解決しない大きな問題になっていきます。そういう意味から考えてみても、この点はこれだけでいいと思つていらつしやるのか、私はやはり問題があると思つていられるわけですが、この点についてはどうなんですか。

○国務大臣(藤田正明君) この勧告を開発庁長官の行政裁定にしたかどうかという御意見もございました。しかし、これはなかなか民事体系となじめないというところをもつて勧告というところに言葉の置きかえていただいたわけでございますが、この勧告の前に、審議会をつくりまして、地元の有識者、関係者、これを集めて審議会をつくり、その審議会の議を経て、あるいは関係町村との協議の上で、その上でこの勧告をするというところでございまして、決して独断的に、独断的に、基地外は沖繩開発、基地内は防衛施設、これが線引きのような勧告をするわけではございませんので、これはある程度の効力がある勧告である、かように考えております。

これでもうしても解決つかなければどうするんだと、こういうことでございしますが、これはまあ訴訟という手段にならざるを得ないかと思ひますが、そこまでするまいといううちにこの勧告によって結果をつけたら、かように考えております。

○峯山昭範君 私の時間もうございせんので、かためてあと二点お伺いします。

第一点は、まず審議会の問題です。この審議会の問題について、われわれが出したときには、その審議会のメンバーについても、こういう人を選ぶということでも明確になっていました。今度は全部総理府令にゆだねられているわけですが、これらのところはやはり公平にきちつとやってもらわないと困るわけですね、そういう点もひとつ検討してもらいたい。

それからもう一点、これははつきりしてもらいたいんですが、防衛庁長官並びに総務長官、各大臣ですが、きょうは国土庁長官関係ないかもしませんが、これは最後に一遍聞いておきたい問題ですが、今度の問題の一番の問題は、修正案の中では附則六項の問題、これはわれわれも大きな問題がある、もう附則六項だけ削除してもらいたい、いま五年を十年に改めるといふことですけれども、さらに延長するなといふことはないんでし

ようね。これはやはり、さらに延長するなといふことになるとまた大問題になる。そういうことを含めて、さらに延長するといふことはないといふことをこの席上でお約束いただきたい。

○国務大臣(藤田正明君) 第一点の総理府令で定める審議会の件でございますが、この人選につきましては公平にやるつもりでございます。

第二点の附則の問題でございますが、この五年の間に全力を挙げて地籍を明確化し、県民の御要望にこたえるつもりでございます。

○国務大臣(三原朝雄君) 過去五年間の実績等につきましては、非常な私も反省をいたしております。したがって、これを五年を十年に修正をさしていただくわけでございますが、私はまず過去の五年の反省に立ちまします、この法律を国会において可決願しましたならば、まず具体的に、これから五年間ぜひ約束をたがえないひとつ、実施計画をつくつてこれに立ち向かいたい。一年、二年やりまして、その時点で再度またひとつ、ここ五年後に再度こういふような皆さん方に御迷惑をかけるような事態のないように最大の努力をする決意でおるわけでございます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 地籍調査につきましては、御案内のように沖繩県で扱っているのが私の所管でございますが、現に五十一年度までに百八十二平方キロメートルの地籍の調査を実施しておるわけでございまして、今後も防衛施設があるいは開発の結果をやはり国土調査法のつとて確認してまいりたいと考えております。

○峯山昭範君 再延長しないなんて、この法案がどうなるかわからないときにこんなことを言うのはきつとおかしいのですけれども、この点については、いずれにしても二度とこういふようなことが起きないようにしていただきたい。そういうふうな要望しておきます。

以上です。

○政府委員(斎藤一郎君) 先ほど峯山先生からお尋ねの結果がわかりましたので、一言お答えして

よろしゅうございませうか。

県の要望は、昨日十一時三十五分ごろに県の渉外部長は三名の方がおいでになつて文書でお出しになつておられるのです。そして、県有地を確認したいということで、牧港住宅地区ほか四カ所の米軍施設を挙げておられます。そこで、那覇施設局では、きょう十時に牧港住宅地区の中を調査できるようにして実行いたしました。それから、二時には那覇空軍・海軍補助施設を調査する予定で、もうやつておるかもしれませんが、そういうことになつております。

それから、同じく那覇市の方も、これも文書があるようでございしますが、牧港住宅地区を見たいということ、これは昨日現地を調査して終了しております。

○内藤功君 この五月の十五日午前零時をもって、この暫定使用法の二条の期限が切れた。そして、四条に基づいて米軍の基地や自衛隊の基地などを返還するといふ、そういう義務が明確になつたわけだ。このことは、十五日以来の当委員会の論議、さらに五月の十五日に出された政府のいよいよ統一見解、この統一見解というの、当日ここにおられた数名の方がおつくりになつたといふもので、統一見解と言ふにふさわしいかどうかは問題があるが、当日出された見解、これでも、十五日以降においては第二条による国の使用権原はなく、そして四条の返還義務があるといふことを明確にうたつてある。問題は、その次であります。いま政府側の御議論をずっと聞いております。いまは五月十五日零時以降は国は使用権原はない。しかし、この統一見解の第三項で、こう書いてある。「現に議題となつて法律案が成立し施行されれば、国は、暫定使用法による使用の権原を取得するに至る。」「いま議論されているこの法案が成立施行されれば、国が使用権原を取得するに至る、こういうので、しかし一項の方で、使用権原は五月の十五日零時になくなつたといふことを明確に認めながら、一方において、いまの法案、特に附則第六

項ですね、五年を十年に延長するという附則第六項というものが、これが通れば、その時点で今度の使用権原を取得する。このつながりです、問題は、この説明ですよ、これが果たして合理的なものであるのか、国民を納得させるものであるのか、国民の基本的な権利の尊重というものから見てどうなのか、憲法から見てどうなのか、また、国会の議案審査権があります、議案審査権の場合の対象になる審査すべき議題の問題としてどうなのか、私は重大な疑問点があるというので十五日の質問におきましてこれを提起をしておいた。願わくばこれに対する合理的な説明を聞かしてほしい。そうでないと、国会は審議すべからざる案件を審議をして、千載汚辱を残すことになる。私はここまで申し上げたわけなんです。

当日時間がないので、きょう補充ということに相なったわけですが、当日は、「国は、暫定使用法による使用の権原を取得するに至る」、なぜこの法案が通れば——形の上では近い将来に通るかもしれない、通るであろうと一般に予想されている。それがきょうとかあしたとか言われているが、それが通れば取得できるのか、消滅した権原が再び取得されることになるのか、その説明です。

この前の法制局長官の説明では、国会が決めになることだからと、すべて国会に任せておる。国会が決めたんだから取得するんだ。それだけでは済まぬ問題があるんですね。私は、二つの大きな疑問点がある。一つは、一体こういう権原というものが、期間の経過とかによって消滅した場合に、それではいつになっても、何年たつても、何カ月たつても、こういうような延長するといふ、そういう法案が出れば、何カ月たつても、何日たつてもあるいは何年たつても、今度は前の法案の施行期日からさかのぼってずっと継続しているということになるのか、これは論理の手法だということをおし上げたんです。もう一つは、その内容であります。特に憲法との関係です。私は、まず最初にお伺いしたいのは、今回は五

月の十五日零時から失効になった、権原が消滅をした。しからば、この法案が数日後に通った場合、この法案が数カ月後に通った場合、この法案が数年後に通った場合、いろんな場合が考えられます。この法案だけ特別扱いというわけにいかないです。この法案だけは特別扱いというわけにはいかない。この法案が、一たん消滅した使用権原が、その後時日を経て取得するに至ると書く以上は、どういふような基準、万人に納得せしめ得る、公平にして明確な基準のある、そういう論拠でやったのか、たまたまこの法案を何とか通したいがこれは権原が復活するのだというのか、そこらあたり非常に重大な疑問点があると思うんです。これは私だけではなくて、非常に多くの議員各位からも疑問点が公式、非公式に表明されているし、国会のこの法案の論議は、まずこの疑点を説明するところから入らなければならぬと私は思うがゆえに、まず第一問、この点を法制局長官にお伺いしたいと思います。

○政府委員(真田秀夫君) ただいま議題となつておりますこの法案は、政府側が提出しました法案とはもうすっかり構想が変わつておるわけなんです、私ははなはだ説明しにくいといひますが、そういう立場に果たしてあるかどうか自分でもちょっと疑わしいわけなんです、御質問でございましてので、こういう形の附則六項についての私の解釈、考えを申し述べることにいたします。

この附則六項は、いま読んで字のごとく、現行法の、つまり暫定使用法の第二条中「五年」とあるのを「十年」に改めるといふ文句でございまして、これが五年の経過前にこの新法が通れば、これはまず問題ないわけなんです、全然問題がない。法制上の観点からは何ら問題がない。問題はやはりここで十四日が経過いたしまして多少ブラントの期間に突っ込んでしまったと、入ってしまったと、そこでその時点において、果たしてこういう附則六項のような議案が可決なり否決なり、つまり国会の議決の対象になるのかという法制上の

の問題であらうと思うんです。で、それにつきましては、実はこの前から繰り返し申し上げておりますが、いわゆる限時法という觀念がございまして、法律自身が、その附則でこの法律は施行後五年を経過すれば効力を失うということのみならず規定しているいわゆる限時法、この限時法につきましては、五年の経過によって法律自身がなくなつてしまふので、それで、たとえばその限時法の一部を改正する法律案を国会で御審議中にその五年が経過したと、つまり、限時法が失効してしまつたという場合には、それはもう議案の対象がなくなると、自然消滅ということになるんだらうと思うんですが、この暫定使用法は、ただいま申しましたような限時法ではございまして、これは法律自身としては別に時間を限つて失効するといふ形はとっておりません。問題はその中身において、つまり第二条の規定によつて、国が使用する権原を取得する、その権原の期間が五年である、と、こう書いてあるだけでございまして、これは再々引き合ひに出しますけれども、かつて副検事の任命資格の特例に関する法律という、ちょうどこの暫定使用法と非常に酷似した、よく似通つた構造をとつておつた法律がございまして、その任命資格の特例に関する法律の中身は、これもこの前から繰り返し申し上げておりますけれども、つまり一年に限つて、法務大臣だったか法務総裁でありましたか、とにかく任命権者は副検事を自由選考によつて任命することができると、そういう任命権限を書き添へたわけではございまして、その一年という期間が延長されて二年になつて、それは無事一年の経過直前に延ばしておりましたから、その延長された二年の期間が経過して後に、三カ月ばかり経過した後にさらにその副検事の任命資格の特例に関する法律という改正案を国会に出しまして、その点についての御議論を経た上で、総員起立可決ということがあつた、そういう事実は確かにございまして、その法律は、一体それじゃ、ただいまの内藤先生の御議論から言へば、やはり議案と

すべからざるものを議案にして可決したということになつてしまふわけなんです、私たちがそれは存じておらないわけではございまして、期間が経過しても、限時法じゃなくて、まあいわば臨時法といひますが、中身において臨時的な措置をとつていただけであつて、法律そのものはやはり厳密な意味の限時法ではない。したがつて、それは期間が経過した後においても改正の対象になるという考えでございまして。

○内藤功君 いまの中で幾つかの問題点がある、私が聞かないことも含めて大分出ましたが、私の一番聞きたかつたことに答えていないんです。そこで、順序として私の一番聞きたいことに答えていただきたい。

そうすると、あなたのいまの論法でいいますと、本法案は十五日を徒過して数日後に成立施行をされる可能性がございまして、こういう法案なんです。しかし、たとえば衆議院でまだ提案説明、いわゆるお経読みしかやらないような段階で期間が満了したという場合、そうしてその後また参議院に送られて、参議院でも何カ月か審議をして、そうしてまたそこで継続審議になつて次の国会にいつて可決されたというふうな場合もありますね。あなたの論法でいいますと、期間を経過しても、二年でも三年でも何年後であっても、延長の案が可決されれば、五年を十年という案が可決されれば、その論法をずっと押していきますと、ブランドと言ひましたね、このいわゆるブランド、私は違法使用期間と言つておりましたが、この違法使用期間がいかに長くても、また延長ができてしまふ、こういう結果になります。そうすると、沖縄県民の場合、この場合沖縄県民及び県民であつた人、沖縄の土地の所有者の人は、数カ月にあたり、あるいは数年にわたり、全き完全な円満な状態での土地所有権を取得した者が、明け渡し請求権を取得した者が、それに基づいて明け渡し請求をし、あるいは明け渡しができ、家が建ち、畑を耕し、そこを使つていた者が、数年後にその法律の延長改正によつて、今度は一挙にして、その

せつかく完全に獲得し、完全に機能を回復した所有権、明け渡し請求権が否定されてしまうという結果にあなたの議論、つまり政府の統一見解の議論はなるんです。なることになりました、いまの説明では、そうなるじゃありませんか。一日か二日の場合ならいいだろう、四日の場合ならいいだろうという議論ですか、それとも。しかし、いまのあなたの説明ではそういう限定はないから、何年でも何カ月でも後になってその延長が可決されれば、その間の消滅していた国の権限はまた復活し、そうしてせつかく取得され、完全に行使されていた所有権は今度は否定されてしまう、こういう結果になってしまふんですね。私は統一見解の最大の欠陥、最大の論理的な疑問点、法制的な難点はこの点にあるがゆえに、前回から、これは大問題になりますよ、将来法廷闘争や裁判がこれによってかえって多くなる。きょうは法務省も来ておられますが、そういう法廷闘争の種をたくさんまくような法案を国会はつくるべきではない、そういう形のをつくるべきではないということを申し上げておつたんです。私のいまの質問のポイントです。これはおわかりだと思いますから、後でまだあなたのいま言ったことには別に質問しますから、その点にしばって答えてください。

○政府委員(真田秀夫君) ただいま、例として衆議院でいわゆる提案理由の説明、お経読みですか、提案理由の説明をやっておつたその時点で五年を経過して、それから衆議院で審議を重ねて可決され、参議院に送付されて、また参議院で慎重審議をなさって成立をしたという場合はどうですかというのを最初におつたんですが、先ほど私が例に出しました副検事の任命資格の特例に関する法律の一部改正は、期間が経過してしまつてから後に政府が提案したくらいでありまして、そういうものでさえも、そういうものでさえも国会ではちゃんと議案としてお取り扱いになつて可決成立したということがありますので、先ほどの例は、どうも過去の先例に比べればまだ問題が少ない方だろうと思ひます。

それから、何年たつてもおつしやいますが、私は法制上の問題として申し上げておるんでございまして、法制上の問題として申し上げておるんです。であつて、つまり、法制的に議案になじむかなじまぬかという論点でございまして、だからこれは法制的にはなじむんだと。そういう形の、つまり抽象的に言いますと、期間を限つてある事項を定めてある条文を、その期間の経過後にその期間を延長するといふ改正ができるかという問題に帰するわけなんです、それはいろいろ先例を調べますと幾つもそういう例がある。それで、ですから法制的にはそれは何年たつてもできるはずなんです。ただ、事の当否は別です、事の当否は、ですから、余りそれは五年も六年も十年もたつてから前の寝ている子を起こすというふうなことは、それは余りほめた話じゃないから、国会としてはそういう立法の方法じゃないから、別に新規立法を出されるという方がベターだろうと思ひます。しかし、法制的にはそれだつて絶対不可能とは私たちが考へておりません。それで現に、事案の中心はやや違ひますけれども、森林組合合併助成法というのが昭和三十八年の法律であるわけなんです、これは四十二年の十二月三十一日まで合併の計画を出さないといふ条文がありまして、それから実はこの合併促進の話が始まつてくる。その一番根本になる最初の計画提出期限が四十二年十二月三十一日までと、こうなつておつたわけなんです。ところがその後、昭和四十九年の五月一日の法律の三十九号でこの期間を改正してやつておるんです、その法律を使つて、これは新規立法やつてもいいんだらうと思ふんですよ、こういう場合には、しかし、それでも新規立法の形をとらないで、もとの三十八年の法律をそのまま使つて、まあいわけ寝ている子を起こしたんだらうと思ふんです。内藤先生はこの前死んだ子を生かすんだとおつしやいました、そうじゃなくて、私たちは寝ている子を起こすとか、あるいは油が切れてとまつている車に油をつぎ込んでまた走らせるといふような例の方に近いような感じを持つて

おります。○内藤功君 あなたの言わんとする意図はわかりました。恐ろしい見解です、一言で言う。法制的には何ら限界がないと、こうおつしやつた。だから私は、それは重大だと言ふんです。法制的にはどういふのは、法制、法律制度の最高は憲法なんです、つまり法制的に限界がないといふことは、あなたの方の政府の法的見解は憲法の観点から見ても限界がない。つまり、たとえば沖繩県民のこの県民の方々の権利が、五月の十五日零時で完全な権利が発生した、権利が完全なものになつたと。逆に言う、国の使用権限が五月の十五日の午前零時で消滅したと。そうすると、そのときまだ国会にかかつて、金丸さんなんという方が辞表を出すと、五月十四日十二時という期限は非常に重視して審議がされたけれども、もうあなたの見解で言う、そのときに提案なんかされてないでいい。この十四日は切れちゃつた。沖繩県民の人はみんな、ああこれで完全なる所有権が回復をしたといふてみんな本当に喜んで、これで完全に所有権の回復があつたと、いわゆる未契約地主の人が、そう思つておる。三月ぐらゐりして、今度は突如としてこういうような法案が出てきて、あの五年というやつは今度は十年にするんだという改正案が三月後に出来てきて、それはもうそれが可決されれば、可決されるまで三月の間、どんなふうな沖繩の県民の人が、自分の権利があると思つていようが、いまがにかかわらず、もうその権利は全部もどおりに消滅されてしまふ。まさに死んだ子を生き返らせる法律案じゃありませんか、国の権限から見れば死んだ子を生き返らせる法律案。呪文ですよ。逆に人民の側から見れば、県民の側から見れば、五月十五日午前零時に嗚々の声を上げたかわいい赤ちゃんですね、新生児が、何カ月か、何日かたつた後に、今度は後から

成立した法律によつて絞め殺される。わずか四日間の生命、あるいはわずか三カ月間の生命。今度はそのせつかく生まれた生命を絞め殺す、言葉は余り適当でないかも知れませんが、そういうことになるんですよ、あなたの見解は。これは非常に重大な見解だと。私は黙つて聞いておりました、この法制上の見解というものは、まさにこの五年間経過した、そしてそのときに発生をした沖繩県民の土地に対する権利というものを圧殺する役割りを私は果たすことになると思ふんです。もう一遍お伺ひしますが、この一点だけにしほります。この権利というものを、国の使用権限といふもの、これは五月十四日以前に国会に提案されていなくても、その後に提案された場合であっても、延長という規定によつてこの解決をすることができると、沖繩県民の完全なる所有権を今度は奪うことができる、こういう結果になつてもあなたはいいんですか。法制上はそれで少しも矛盾を感じないでしようか。私は最大の疑問点はこの点にある。それならそれで、はっきり政府と私どもの見解をここで議事録に載つておいて、国民にどつちが正しいかを判断してもらふしかなんです。焦点、切り口といふものをはっきりさせておくために聞いておきたいんです。どうなんですか。

○政府委員(真田秀夫君) 私が前から重ね重ね申しておることは、事の当否は別だと言ふんです。事の当否は別なんであつて、本件について申しますと、附則六項が衆議院で修正可決された時点においては五月十四日までであつた。それが、参議院で御審議中に十五日になつてしまつたから、その一事をもつて、それだけの一事をもつて議案の対象でなくなつたんじゃないかという御疑問を盛んにおつしやいますから、それはいままでの先例の上から見ても、法制的にはいままでの先例に照らしても、その期間を審議中に経過したといふ一事をもつて議案の対象とならないといふことにしなければいけないといふことはありません。

ということを申し上げておきます。

○内藤功君 よくわからぬ。あなたの見解でいきますとさらにこういふことになるんですね、事の当否は後で大臣方に伺いますよ。しかし、あなた法制局長官の見解が、とてもない見解になる、そういう見解ではこれは法制局長官として果たして信頼して内閣の憲法の番人として置いておけるかどうか、私は疑わざるを得ない。あなたの見解によりますと、さつき同僚議員の質問に対して、大臣の方から、五年後は絶対にしないようにすると、五年後はもう延長しないようにする、という御答弁もあったように聞いておりますが、今度はまた五年たつたと、そうすると、五年たつて今度は五月十四日ですね、五年後の昭和五十七年の五月の十四日の十二時、このときまでに法案の成立はできなかった、しかし、その後、今度は五月十五日午前零時を過ぎた後に法案が成立をしたという場合でもこれはできる。さらに、そればかりじゃない。五年後の五月十五日を過ぎ、今度は法案がその段階で国会に提案された、こういう段階でもどんだんできる。こういう見解を認めたらどうなりますか、これはもう五年という期間が全然意味なくなっちゃうんです、これは五年という期間が意味がなくなっちゃう。これはもう五年ということを言っていますけれども、実際上あなたの出した見解によって永久の基地使用ということだってこれは可能で、五年、五年とやっていくことによって、そういうようなことに陥る見解だということ。御認識なさらないですか。

○政府委員(真田秀夫君) どうも、純粹の法制論と立法政策論とを少し混同していらっしゃるんじゃないかと思うんです。先ほどから、五年で今後はおもう延ばすことはしないよということをおっしゃってありますが、それはまさしくそういう政策をここで確約されたらと思うんです。だから、それは政策論なんです、立法政策論なんです。だから、純粹に法律的にはそれは改正できないわけはないんです。改正できないわけはない

んです。それは内藤さんも法律論としてはおわかりになるだろうと思うんです。法律は絶対改正しないと書いておいても改正されるわけなんです、それは不磨の大典だつて改正されたわけなんですから。だから純粹の法律論と政策論とは別なんです。

○内藤功君 それではもつと法律論らしくやります。

どうですか、まず真田法制局長官に伺いたいんですが、昭和五十二年の五月十五日の零時に国の使用権原は消滅をしたと、これは政府側がよく言われるわけですよね、国の権原のことしか頭にないように、まあそうではないと思うけれども、国というのは、国民があつての国であります。国の使用権原は消滅をした。しかし、この使用権原というのは、国民の人民の所有権の上に使用権原があるわけなんです。国民の所有権というものはどういふものか、これは土地を使用収益処分できる権能ですね、そういう権能である。で、国の使用権原が消滅すれば、そのもとになつて人民の所有権、つまり完全に使用収益処分し得る権能は、逆に今度は完全なものにして、学問上は円満なる状態と書いてある本がありますが、完全な状態でこれがあらわれてくる。昭和五十二年五月十五日午前零時というのは、まさに歴史的に重大な瞬間であつて、それは沖繩の人民のいままで抑えられていた土地所有権が、未契約地主の方々にいつてですけれども、完全に機能發揮したその瞬間であるわけですね。で、私はいままで国の使用権原という面からあなたに聞いていたから、あなたはその段階ではある程度言葉の上でごまかして、そうして何となくうまい答えをしているように、そういうふうな聞かせる答弁ができたかもしれないが、今度は国民の、人民の権利の側から見ると、完全な所有権が五月十五日の午前零時に出てきた、発生してきた、これが今度はどうなりましか。もし数日後、数カ月後の成立施行した法律で今度はこれは否定されてきます。否定されてきますよ。この第三項というのは、論理的には、新

しいい議題となつて法案が成立施行されれば、国の使用権原は取得するに至るといふのは、逆に読みますと、新しいこの法案が成立施行したときには、沖繩の未契約地主と言われる方々の完全なる所有権は、またもとの状態になつてしまふ。逆に言いますと、明け渡し請求権、原状回復請求権は消滅するに至るわけなんです。消滅するに至るわけですね。つまり、国の使用権原によつてもうがんにがらに使用ができないう状態にまた戻されてしまふわけですね。これが許されるかと言ふんです。後で立法することによつて、一たん発生をした完全な所有権が、一片の法律でその所有者の同意もなしに、五月十五日に発生した。私は今新生児の生命のような、そういう完全な所有権が、数日後にできた法律で圧殺される、こういうことになるんじゃないですか。こういう結果をもたらす法律案じゃないんですか、法律案の成立施行というものは、そうして、これは果たして国民の財産権を奪ひ制限するの、こういう事後の立法で、一たん発生した国民の財産に関する権利を事後の立法で、しかも法の正当な手続、妥当な手続を踏まないで制限する、剝奪する、こういうことが許されるかどうか。まさにこれこそ法制上の問題であると思うがゆえに、私は重大な疑問を呈しているわけなんです。国の使用権原という点からいくといふと、人民の側、国民の側から権利の本質があなたもわかつてくると思うんです。あなたも法律の専門家でありますから、政府の側からだけじゃなくて、人民の側、国民の側から権利を見るという見方はおできになると思ふんです。この点はどうでしょう。

○政府委員(真田秀夫君) どうも私の言っていることとかみ合わないんですよ、先生のおっしゃることが。私はただいまおっしゃったこともよくわかるんです。それは国の方の権利が戻れば国民の所有権がそれだけ引つ込むというわけですね。それはちやうど一種の制限物権みたいなものと考え

てみればいいわけですから、そういう話は全くよくわかるんですよ。で、私がここで御説明申し上げておきますのは、たとえば五月十五日に円満な完全な権利になつたと。それを後で新立法で、また第二暫定使用法をつくることだつて論理的には可能なんです、論理的に可能なんです。立法政策を言っているわけじゃない、法律という法制上の問題を言っているわけですから、事後に新立法、つまり第二暫定使用法をつくらせて、そして気の毒だけれどもまた基地使用権を国に渡してくれという法律をつくることはできません。そういうことを、新立法の形でできるし、それからこの附則六項のような形でも、これが先ほど来申しておりますいわけゆる時限法じゃないから、附則六項のような形でもそういうことはできるではないかと。だから、期間が過ぎたからといって、もうそのいまの後の方の手段は国会の議案としてはなじまないんだというふうにはならないんであつて、新立法をつくつてもいいし、こういう形で、そういう同じ効果を出すということもできるというわけなんです。それを言っているわけですね。

○内藤功君 それではこれは提案者にお聞きしたいです、提案者の木野さんにお聞きしたい。国と人民の財産権の関係です。人民の財産権、特に土地の権利ですね、土地の所有権にしても土地の使用権にしても、土地というものは非常に大事なものである。これは国民一人一人が、ここを耕し、ここに家を建て、そして、それからいろいろな価値を生むことができる。だから土地の所有権というのは非常に大事なものであります。軍事基地にしてごらんない。土地はペンペン草が生えて、コンクリートが一帶ずつと張られて、そこから価値は生まれないんです。適切に使われれば別だけれども、三・三平方メートルの土地、沖繩の土地、これが沖繩県民の手にあればこそそこに作物が成長し、そこに豊かな国民の生活があるわけなんです。ところが、この同じ三・三平方メートルの土地が、嘉手納基地、那覇基地という中に囲い込まれちゃった場合は、これはもう野生になつちやつ

たり、あるいは荒れ返った土地になつてしまふ。ですから、一坪の土地でもって血で血を洗ひ争ひが起るのです。そういう大事なものを国家が取得するという場合にはどういう方法がありますか、どういふ手順でいくのが一番いいですか、これは法律論じゃないんです。法律論は法制局長官とやっています。政治家としての議論です。どういふふうにするのが民主主義のいまの国、憲法のある民主主義の国、自由と民主主義が守られている国であればどういふふうな順番でいきますか。これは細かい法律論でなくていいです。政治家としての木野さんはどう考えるか。ついでに受田先生にも聞きたい、どういふふうにいきますか、これは。

○衆議院議員(木野晴夫君) ただいまの御質問でございすが、私は、法制局長官と内藤先生と法律論をやっておられましたので、法律論じゃないかと聞いておりましたところ、一つの土地をどのようにするのが一番いいのかと、政治的にどういふことがいいのかという話、またその手続につきまして、順序はどうでもいいから、とにかくどう考えるかというふうな話でございします。それで、その所有権が何たるものであるか、いかに利用するのかがどうかという問題は別にいたしまして、論点になっております附則六項について私たちの考え方を、先生の質問とはちょっと外れるかもしれませんが申し上げたいと思ひます。

○内藤功君 委員長、ちょっと私の質問に答えさしてください。それは私の質問に入っていないですよ。ですから、あなたは、国家が人民の財産権を取得するにはどういふ手順でいったらいいののかという考え方を聞いているんです。

○衆議院議員(木野晴夫君) 委員長、私いま答えておりますから続けさせていただきたいと思ひます。それで、衆議院の段階におきましては、審議と協議を重ねましていたしました。ただいま議論出ております問題は、参議院の段階になつてからの

問題でございしますので、繰り返し申し上げますが、当院において御審議願ひたい、このように考へておる次第でございします。

それから、内藤先生と法制局長官の話出されたのは、法的見解、これの第三の「成立し施行されれば」云々と、この点についての議論でございします。そういつた点は非常に法律的な問題でもありまして、私からいふことでお答えするのはどうかと思ひ次第でございします。そこで先生は、私に對しまして、法律論をしておきまして、一体所有権がある、それを国として使うときにはどのように使うのがいいのかという問題でございしますが、御承知のとおり憲法の規定でございしますから、私は憲法二十九条、この規定の精神にとり、憲法全体の精神にとり取り扱うのが政治家としての考え方であると、このように思ひます。

○内藤功君 受田先生、何かありますか。

○衆議院議員(受田新吉君) 内藤先生の御発言はごく常識的な見解として同感と。法律論というよりもそういう問題でございしますから、木野理事がわれわれの提案者の三人を代表して答弁をさせていただくように三者の間では合意してございします。同時に、木野理事にわれわれの総意を代表して御質問をお受けしていただくような三者の間では決定をしております。そこで、いまだ私も、木野理事が提案者を代表している以上、複数の提案者が出て答弁を申し上げるよりも、木野理事一本で答弁していただくという趣旨で、今日まで木野理事に全権を委任して答弁に立つてもらつております。

ただ、いまの問題、個人の見解はどうかという、こういうふうな問題、それについてはいま木野理事から答弁をしてもらつたわけですが、素直な立場で見れば、所有権の移転というものは双方の合意による契約というものが成立して進められるものであつて、憲法第二十九条の財産権の尊重という精神はそういう意味で行われてしかるべきで、強権の発動というものは公共の福祉という場合に限るといふたてまえを私は考へております。

○内藤功君 いま念のために聞いてみたのですが、まずこの土地を取得するには合意、契約でいかなくちやいかぬ。これがもう大原則なんです。そして手順を踏んでいかなくちやならぬ。手順を踏まないで財産をとるのはこれは盗人でありませう。これは許されません。手順を踏まなくちやいけません。ところが、この附則第六項に基づいて五年を十年にすればどうなりますか。五月の十五日の午前零時に発生をした完全な所有権というものは、これはその土地の所有者の合意なしに、またしかるべき手順を踏むことなしに、数日後、あるいは数ヶ月後の法律の可決と成立と施行によつて、今度は一瞬にして否定されてしまふことになる。これはもう明確なことなんです。私はこれはまさに手順を踏まない権利の剝奪だと、こう見なければならぬと思ひます。副検事の場合と違ふのはここなんです。副検事の場合は、そのブラソクの三ヶ月間の間、副検事というものが特別の方法で任命されることはない、それだけなんです。その三ヶ月間の間、副検事がある検察庁法に定める方法以外の方法で任命されることはない。その間に人民の権利の侵害は何にもないのです、権利の侵害は、これはどうですか。いわゆるブラソクの間に発生した人民の権利というものは後で奪われてしまふのです、これは。しかも、何らの手順を踏むことなく奪われてしまふ。例が違ふのです、根本的に。

私は、そこで聞きたいのですが、法制局長官、この本土の場合はどうなつていきますか、本土の場合。沖縄県の場合はこの五月十五日、これが切れれば人民の権利が復活している。人民の権利は完全な権利ができておる。その後法律の施行によつてまたそれが消されてしまふ。日本の本土の場合は土地はどういふふうにとられますか。こんなふうに後から法律がつくられて、それで一方的に合意もなしに地主が取り上げられると、土地の所有権を制限されるということがあります。軍事基地——アメリカ軍の基地、自衛隊の基地の場合にそんなことがありますか。どういふ手順を踏んで

とられていきますか。根本的に違ふじゃありませんか。

○政府委員(真田秀夫君) 本土の場合には、もう御承知だろうと思ひますけれども、土地収用法によつて使用権を取得する、あるいはいわゆる土地等の使用等に関する特別措置法によつて使用権を取得する、そういう法制になつております。

○内藤功君 沖縄の場合はどうか。本土の場合は全部、いま言われた法律、土地収用法で自衛隊の用に供する土地はとれない、私どもはそう思ひます。また現実にもやつておりません。しかし、いま言つたような法律でちゃんとどの土地をとるのか、どういふ理由でとるのか、事前にいろいろな意見を聞く、聴問もする、そして事後には不服申し立ての手続がある。最終的には司法裁判所に訴えられる。こういういろいろな保障があつて、法律の定めるいろいろな手順があつて、そして財産権というものが取得されていくのです。しかるにこの沖縄はどうですか、これは問答無用ですよ。いままでのこの暫定使用法もそう。いわんや暫定使用法というものは五年の期限を限つて、その期間を経過して完全な県民の所有権が復活した、ここにあらわれてくる。ところが、その後から一片の法律でつてこれが否定されていく、こういう法律なんです。

私はちょっとここで防衛庁長官に伺ひたい、法制局長官に聞く前に。防衛庁長官、あなたは防衛庁の最高責任者であつて、そして防衛といたうことを常に強調しておられる立場であります。しかし、国の防衛ということは、国民の理解と協力というものがなしにやれないということもあなたは言つておられるのです。防衛庁の土地、あるいは米軍基地、こういうものを取得する場合に、このように手順を踏まないやり方、五月の十五日にたんに発生した県民の権利をもう一遍今度は否定するの、数日後に成立した、施行した法律があれば、もうそれで四日間の短い生命であつたけれども、これはもうもとどおりになつてしまふ、もとどおりには戻されてしまふということですね。こ

それから、デュー・プロセスの問題でござい
ますが、これは日本の憲法三十一条に書いてあるわ
けでございまして、これは規定のしふりといい、
あるいは規定の場所からいって、第一義的には、
これはやはり刑事手続の保障をしたものであると
いうのが通説なんです。もちろん刑事手続でな
いからといって、そういう法律による正当な手続
の保障と無縁というふうに言うべきものではない
んだということは、これまた通説と申してよろし

いんだらうと思ひます。これは御存じだらうと思ひますけれども、憲法三十五條についてやはりそういう刑事手続には限らないよという最高裁判所の大法廷の判例もございまして、われわれ政府も、従来から行政処分であつてもやはりこの三十一條の精神は尊重しなければいかぬというふうに考へております。

○内藤功君 それで終わりますか。

そうすると、この三十一條は、刑事手続に限らないと、行政手続も含むんだということになります。これがアメリカの修正憲法の解釈でもずっと行われておるし、わが国の考へ方、判例や学説の考へ方もそうだと。そうすると、今度はどうですか、五月の十五日に完全な所有権が発生をしたと、一方において国の使用権原が消滅をしたと、それをあなた事後立法じゃないというが、事實的にはまさに事後立法だと思ふんですね。この数日後の国会で成立施行された新しい法律があるからといって、その法律ができたというこのことをもつて、今度は五月の十五日午前零時から発生したこの新しい権利の生命というものを、これをもう一遍奪い取る、これはできないと思ふんですね。やっぱりその場合には手続を踏んで、たとえば新しい、憲法に一字一句やっぱり違わないような、憲法の体系に沿つた新しい立法措置を国会で議つてやると、たとえばですね、そういう方法で手続を改めていかなければいけない。いままでずっとやつてきた法律は五月の十四日でもうすでにその存在意味、その生命を失つてきたと、そうして、新しく新規なまき直して沖縄県民の利益を十分に保障し得る形の立法をつくつていくというならともかく——私は必ずしもそれをやれと言つてゐるわけじゃないですよ。ないですが、それならともかく、いまの法律が五月十四日でもって期限が切れたと、そうして、この数日間の間生命を持つていたその財産権というのを、後で成立した立法で、しかも手続も踏まないで、明確な基準も決めないで、この間に発生した財産権を否定していく、これは許されないことだと私はさつきから言つてお

るのであります。これが三十一條違反だということも私は言つてゐるわけなんです。

この点、私は防衛施設庁長官、あなたは施設の方の責任者であります。物の道理はよくわきまえていらつしやると思ふ。単なる法律解釈論は私は聞かない。軍用地などの取得、公用地などの取得のあり方、ありやうというものについて、根本的にこれは人民の権利無視、特に沖縄県民差別という批判は私は免れないと思ふ。法律の言葉での答えは私は法制局長官に聞いていますから要りません。考へ方としてこれでいいんですか、非難の受けどころのないようなものですか、私はまず施設庁長官に聞きたいと思ふんです。

○政府委員(真田秀夫君) 事後立法であるかないかという点についての御意見がまた出ましたので、私としてもう一言釈明する機会を与えていただきますと思ふんです。

つまり、私は先ほども申しましたように、このブランク期間といひますか、十五日後にまた新しい第二立法をつくつてもいいと、それをこういう附則六項という形でやういふことをやつてもいいと、立法技術といひまして、そこで、やういふおくれで、ある期間を置いて第二立法ができた、あるいは附則第六項が成立したと、その場合でも、そのブランク期間中に権原がなかったと、国の使用権原がなかったと、つまり地主の方の所有権が満足な形であつたという事實は、これはもう消しようがないわけなんです。消しようがないんです。だから、第二暫定使用法をつくらうと、あるいは附則第六項をつくらうと、おくれでつくつた場合には、そのときから実は権利が、国の使用権が取得されるわけであつて、決して遡及——遡及といひますか、事後立法をしたという実態ではないと思ふんです。問題は、そのおくれでつくつた法律が、それが成立してから後にそのブランク期間の法的な評価をどうするかという解釈問題が残るということなんです。ですから、いわゆるその事後立法によつて他人の土地を取り上げたんだというやうな感じではないわけなんです。

○内藤功君 施設庁長官、どうですか。

○政府委員(斎藤一郎君) 私どもに意見をお尋ねでございますが、私実務を担当いたしておりますが、先ほども防衛庁長官がお答えになつたように、まず所有者の方々の御納得を得てこの種の問題は進めるのが一番の上策だといふふうに思つております。しかしながら、なかなかいふんな事情、いろいろなケース、千差万別の実態があるのが現実の姿でございますので、簡単に御了解を得られる場合もございまして、なかなか困難な場合もありますが、まずそれが一番の方法である。あと、それから先どうしても御納得がいただけない場合に一体どうなるのかという問題であらうかと思ふんですが、私はおおよそ憲法のもとに、そして憲法のもとに定められた法律に従つて、その範囲内でわれわれの仕事をやつていくのが行政執行機関としての責任である、先ほど来いろいろ法制局長官から専門的なお答えがあり、あるいはまた当国会で御審議なさつておるのでございまして、われわれ行政機関としては、憲法のもと、法のもとで仕事をすると、その場合にまず御納得を得て仕事をしていくのが上策でございますが、どうしてもやむを得ぬ場合には法で定められた措置をとつていくということ、これはまあできれば避けたいことだと思ふんですが、やむを得ない場合はやういふことであらうかといふふうに思つております。

○内藤功君 これはまあやむを得ない、よくないことだがやむを得ないでは済まないんです。

法制局長官、さっきの私の質問ですね、憲法三十一條のデュー・プロセス・オブ・ロー、そして、あなたそれは行政手続にももちろん適用されるという答弁をなされた。で、その観点から見ると、このように一たん発生をした財産権、所有権といふものを、こゝういふ形で事後において、そして、適正な手続を経ないで——事後といふ点の答弁をあなたしたけれども、適正な手続を経ないで、そして否定し去る結果、これは憲法三十一條に違反するんじゃないかと、私はさつきそう

質問したはずなんだが、これに対する答弁がないです。これどうですか。

○政府委員(真田秀夫君) 憲法三十一條の精神は、これは行政処分についても尊重しなきゃならぬといふことはそのとおり私も思つております。ただ、法律による手続の保障、つまり、これは正當な手続でなくやいかぬといふわけなんです。どの程度をもつて正當であり妥當であるとするかは、これは一義的には決まらぬことなんで、その処分の中身なり、事態なり、客観情勢なり、いろいろなことによつてそこで保障されるべき手続の丁重さには差があつてしかるべきものだらうと思ひます。

○内藤功君 ところが、このいま問題になつてゐる法案が成立施行されて、そして五月十五日以降発生した県民の財産権はどうなるかといふと、いまあなたが言つた所定の手続を経て、そしてこれが否定されるといふんじやなくて、この法律の成立と施行ですね、いま議題になつてゐる法律の成立と施行という事実だけで、もう一遍この権利の剝奪、制限といふのはやられてしまふわけですよ。手続が適正かどうかといふ議論じゃなくて、手続がないんだね、これ。手続がないんだよ。そういうものは、あなたの論法からいけば、当然法で定める正當な手続を踏んでいないといふことにならざるを得ないと私は思ふんです。どうでしょう。

○政府委員(真田秀夫君) 実はその点が五年前の暫定措置法が国会で御審議になつたときにまさしく大問題であつたわけなんです。そこで、当時やはり憲法三十一條との関係が論ぜられて、そこで沖縄における地籍、土地の位置境界が不明確である、どなたがどの土地の正當な所有者であるかといふことが残念ながらわからないといふやうな事態をも踏まえまして、そこでこの暫定措置法にある告示と、それから通知、これをもつていまの手続を満たしているといふふうに考へるといふ答弁をいたしました。それで成立したといふ経過がございまして、

だけでございまして、沖繩県と全く関係のないたとえば私は沖繩県に土地を持っておりませんけれども、仮に沖繩県に私が土地を買って持つておつて、しかし沖繩に住んでおつたこともありません。しかし、やはりこの要件に該当すれば、私の土地だつてこの手続で、この法律でやはり国に使用権を提供させられるということにはなるわけでございまして、決して沖繩県人ということでもねらい撃ちをして、沖繩県民あるいは沖繩県民であつた人あるいは沖繩県に住んでおつた人ということに着目しての差別とは思われないので、十四条には触れない。

○内藤功君 条文に書いてあるかないかということとでこの差別を見るんじゃないんです。条文に沖繩県人であるがゆゑに差別をするなということを書くわけがないんです、あなたのような法制局員

がいろいろある。そういう条文から見えてくるような違憲の条文というのはつくりださないと、そのために法制局というのがあるんでしよう、まあこれは失礼な言い方かもしれないが、そうなんです。ですから、違憲かどうか、これが本当に憲法に違反しているかどうかというところは、その条文を、眼光紙背に徹すると言ったら言い過ぎですが、その条文の意味するもの、それから条文の結果するもの、条文が運用し、歩き出したらどういうふうになるかということも含めて考えなくちゃいかぬのです。いわんや立法者はそうですよ。解釈論でいけば最高裁判所なんかは、あるいはそれでもいいかもしれない、条文に書いてないから、しかし、最高裁判所の憲法への臨み方と、これから法律をつくる前のわれわれ立法府あるいは行政府というものの憲法に対する臨み方はおのずから違うと思うんです。こういうことになりはしないか、この法律がこう歩き出したらこうなりはしないか、深い深い、広い広い洞察をしなきゃならぬと思うのです。あなたのは、いわば最高裁判所と言いまし、地方裁判所じゃお気の毒でありますから。最高裁判所の考え方と一審形式的な考え方なんです。あなたはかつて裁判所にもおられたと思うから、そこあたりはよくおわかりと思いますが、法をつくる前に憲法論はよくやらなくちゃいけないんだね、法をつくるときに、つくつてからの憲法論は狭くなるんだ。ここの憲法論は、この法律ができたかどうか動くであろうか、こう動くであろうか、ああ動くであろうかというところをよく考えなくちゃいけない。だから私は、あなたが条文に書いてありませんからというところをまず言われたことは非常におかしいと思うんですよ。私はもうこれは明確な十四条違反だと思ふ。その証拠に、受田先生もいらつしやいます、いまからちょうど五年前に衆議院で沖繩のこの法案が出されたときに、民社党さんは非常に明確に言っておられるんです、不平等だと、違反だ。民社党は本会議でこういふふうにおつしやっている。この公用地の暫定使用法案については

「審議を通じてその違憲性が明らかにされ、まさに史上類例のない悪法としての内容が究明された」ところである。「今回の法案では、本土の「約十倍の五十年に延長されている」、暫定期間が、また「本土法では認められていない自衛隊基地についてまで強制使用の対象を拡大」している。「これは全く異質の軍用地と抱き合わせるという形での、本土土地関係法の体系を混乱におとすというもので、あつて、断じて許されなところである。これは「やがて本土法の改悪、変質にまで及ぶおそれがある」といふこと。この法律案は、どこから見ても「悪法の典型」であつて、「きわめて違憲性の高いものであつて容認できない。」「本土並み」といふことはそのものさへ空洞化せしめるものである。」「本土並み」とは似ても似つかぬものがある。」「大要長引用させていたいただきましたが、これは昭和四十六年の沖繩国会での民社党の代表の討論であります。

こういふふうな、いま三党修正案の提案者の一人として受田先生も来ておられます。今度はわれわれと逆の立場に立ちました、当時民社党はこういふふうな言っておられた。このぐらゐ明確なんです、まあ民社党がおつしやっているからと私は言ひませんが、これだけ広い違憲論が出ているんです。私は、ここで違憲論を大分やりまして、今度の法案について民社党さんに、受田先生にお伺ひしたい。これは受田先生でない、ちよつと木野先生には質問できませんからね。

三党の御提案、自民党、新自由クラブ、民社党でございませう。そういたしまして、受田先生の方の党は四十六年にこういふお考えであつた。自民党と新自由クラブは——当時新自由クラブはなけれども、当時の自民党は憲法違反とは言つてなかつたと思うのです。木野さん、そうでしょう、言つてなかつた。憲法違反と言つておられた民社党さんと、それから憲法違反と言つてない自由民主党及びそれから出られた新自由クラブさん、三党が今度は、この五年を、これが違憲だといふのじゃなくて、公用地暫定取得が違憲だとい

うのじゃなくて、これを延ばす方に一緒になられたというのはい——これは憲法論の立場ですよ、決してあなたの方の党を誹謗したり非難する意味で質問するんじゃないですから。法案の違憲論の立場で言ふんです。違憲だといつたら、この五年の間に違憲の実体が変わつたんでございませうか、受田先生。私は実体は変わらぬと思うのです。私は憲法論としてお聞きしたいです、まず、どうしてこう変わつてきたのか、自民党さんと共同提案をしているというところがどうも私は理解できない。その辺ですね、お考えが変わつたのか、変わらぬのか、変わつたとなればどうしてなのか、あるいは変わらぬのか、一緒にやつておられるとすればどういふわけなのか、これはひとつ筋として、政治家の議論でいいですから、さらに憲法の見方という議論でもいいですから、ひとつお答えをお願いしたいと思います。言葉の失礼の段は許してください、そういう点ですから。

安保条約を肯定して、その中における自衛隊の存在意義も認めておると、同時に、例の安保条約第六条による施設及び区域の提供並びにいわゆる地位協定というものは、現行協定を認めておる。こういう立場からするならば、現時点におきましては当時と事情を異にいたしました、われわれの強い要求の地籍明確化を十分お互いの各党の皆さんもお寄りいただき、現地の視察の結果に基づいて話し合ひをして、できるだけいい地籍明確化法を用意しようというお互いができるだけの合意に努めました。努めた結果、われわれの主張もほとんどこれが今度の地籍明確化法案に織り込まれました。織り込まれた以上は、暫定使用法で五年間の間になおできるだけ、さき申し上げた合意による契約、それによつて所有権が移転する、あるいは地籍が明確化すると、こういう形のものがお互いの話し合ひででき上るということになるならば、五年間の期限を、まだ未契約の地にも、十分できるだけ契約による合意をもちまして、しかる後にこれを沖繩軍用地の、例の駐留軍の用地の特措法その他の法律による手続等が最終的には考えられるけれども、そういう方向へいくべきである。まず地籍明確化によつて、しかる後に他の法的措置をとるといふこと、これは当然しるべきであるという立場をとりました。したがつて、五年間の間に、なお取り残された少数の方々、いまお話を承つても非常に強烈な要望をしておられる、自分の所有権を確保しようとする皆さんのお気持ちにはわかりますが、大多数の方はすでに合意による契約が成立している時点で、残された方々にもこの五年間の期限をさらに五年——まあ五年たたくて済めばなおいいことですが、この間にできるだけ話し合ひ、いわゆる集団和解方式というものを前提にして片づけていただいたならば、ただけ短期間、これを一緒にひくくめて、できなければならぬ、それが四年になつて、あるいは三年にたたくてなお結構なこととございまして、基地の永久使用という立場でなくて、その暫定措置法を

うのじゃなくて、これを延ばす方に一緒になられたというのはい——これは憲法論の立場ですよ、決してあなたの方の党を誹謗したり非難する意味で質問するんじゃないですから。法案の違憲論の立場で言ふんです。違憲だといつたら、この五年の間に違憲の実体が変わつたんでございませうか、受田先生。私は実体は変わらぬと思うのです。私は憲法論としてお聞きしたいです、まず、どうしてこう変わつてきたのか、自民党さんと共同提案をしているというところがどうも私は理解できない。その辺ですね、お考えが変わつたのか、変わらぬのか、変わつたとなればどうしてなのか、あるいは変わらぬのか、一緒にやつておられるとすればどういふわけなのか、これはひとつ筋として、政治家の議論でいいですから、さらに憲法の見方という議論でもいいですから、ひとつお答えをお願いしたいと思います。言葉の失礼の段は許してください、そういう点ですから。

安保条約を肯定して、その中における自衛隊の存在意義も認めておると、同時に、例の安保条約第六条による施設及び区域の提供並びにいわゆる地位協定というものは、現行協定を認めておる。こういう立場からするならば、現時点におきましては当時と事情を異にいたしました、われわれの強い要求の地籍明確化を十分お互いの各党の皆さんもお寄りいただき、現地の視察の結果に基づいて話し合ひをして、できるだけいい地籍明確化法を用意しようというお互いができるだけの合意に努めました。努めた結果、われわれの主張もほとんどこれが今度の地籍明確化法案に織り込まれました。織り込まれた以上は、暫定使用法で五年間の間になおできるだけ、さき申し上げた合意による契約、それによつて所有権が移転する、あるいは地籍が明確化すると、こういう形のものがお互いの話し合ひででき上るということになるならば、五年間の期限を、まだ未契約の地にも、十分できるだけ契約による合意をもちまして、しかる後にこれを沖繩軍用地の、例の駐留軍の用地の特措法その他の法律による手続等が最終的には考えられるけれども、そういう方向へいくべきである。まず地籍明確化によつて、しかる後に他の法的措置をとるといふこと、これは当然しるべきであるという立場をとりました。したがつて、五年間の間に、なお取り残された少数の方々、いまお話を承つても非常に強烈な要望をしておられる、自分の所有権を確保しようとする皆さんのお気持ちにはわかりますが、大多数の方はすでに合意による契約が成立している時点で、残された方々にもこの五年間の期限をさらに五年——まあ五年たたくて済めばなおいいことですが、この間にできるだけ話し合ひ、いわゆる集団和解方式というものを前提にして片づけていただいたならば、ただけ短期間、これを一緒にひくくめて、できなければならぬ、それが四年になつて、あるいは三年にたたくてなお結構なこととございまして、基地の永久使用という立場でなくて、その暫定措置法を

できるだけ、五年延長を短くすればなおいいという期待を持ちながらこれに賛成したわけだ。

ただ、御指摘の違憲という問題でございますが、われわれの党はこれを、外交政策におきまして、いまの安保条約を肯定する立場に立ちました。これはおわかりのとおり、当時といまと党の体制が変わってきまして、そういう意味で、したがってこの問題につきましては、現時点において当然この暫定使用の延長は違憲ではないという立場をとっております。そういう意味で、今回これを附則第六に織り込むことを肯定し、三党共同修正案として全面修正に乗り出したわけですから、そういう意味でございます。

○内藤功君 もう一問だけ受田先生にお伺いしたい。

いまのお答え、それなりに私は理由が理解できたように思うんですが、ただ、違憲論でございますね、違憲論と申しますのは、お互いやはり憲法に対する考え方は、単なる法律ではございませんで、基本的な政治理念というものが憲法解釈には多分入ってくるということがあると思うんです。しかし、同時にまた、憲法は固定したものでございまして、われわれが憲法解釈を要するといふのはよほどやはり重大なことであり、国民にも責任を持たなきゃならぬことだと私は思っているわけでございます。

そこでお伺いしたいんですが、そうすると受田先生は、第一点としましては、今回のこの地籍の改正ですね、地籍法の改正というものがあつたので、あのときは違憲論であつたが今度は違憲性がなくなつた、こういう理解でよろしいか。

それから第二点目は、安保条約との関係において、あのころは受田先生の党は安保条約といふものを否定しておつた、安保反対であつた、したがつて、その立場から違憲論であつたが、今回は安保条約を肯定する方向に党のお考えが変わつたので、今度は違憲論をとらなくなつた、こういうふうに、単純化しましたが、理解をしておりますか。これは簡単に結構でございますから

お答えを願いたいと思います。

○衆議院議員(受田新吉君) われわれの見解は、いま申し上げた、現時点における私の申し上げた点で御理解願える——かつては違憲であつたが、いまは合憲になつたかというお尋ねでございます。これは、私たちの党の立場といたしましては、現実政治をやつていく上において、この安保条約を段階的解消、駐留なき安保と、こういうような形をとつてくることは、政党的現実政策を織り込む上においては当然起る問題でございます。いつまでも旧態墨守して、十年一日のごとくかつての論議を今日もまた蒸し返すような考えは持つておりません。そういう意味で、かつては軍人恩給に猛烈に反対した方々が、今日は軍人恩給を含む恩給法の賛成に回つておられると、こういうような政治の時の流れは明らかにあるわけでございます。いま申し上げた、そういう点におきまして、政治の現実を踏まえまして、現に存在する沖縄の基地、できればこれを早く縮小して地主に返していただくように、基地の縮小などはわが党特に強烈に提唱しているわけでございますが、現在存在する安保条約、法律よりも優先する条約という立場に立ちましたならば、当時われわれは反対という立場をとりましたけれども、これについて現時点で、お互い政権がだんだん近づいてくると皆さんも思つておられる人もあらうと思いますが、政治情勢が変わつてきた時点においては、現実の国際情勢、それらを踏まえまして、現時点ではこの問題に、自衛隊の合憲性も含めた立場に立ちまして、この暫定使用法の延長を認めた次第でございます。

○内藤功君 非常に率直な御意見で理解はできたんですが、ただ私は非常に遺憾に思いますのは、この憲法論というものは、普通の政治論と少し違つて、憲法に対する見方というものは、さつき恩給とかなんと言われましたが、私はよく理解ができませんで聞き流しましたが、この憲法論というのが五年の間で変わったということ、さつきおつた地籍についての政府の修正案ができた、それからしてこの安保条約についての政策が

変わったというだけで、この憲法の解釈が変わるものであらうかと、私はいささか疑問に思ひながら聞いておりましたが、それはまあお考えでありますからそのとおり承つておきます。

最後に、先生にもう一つ伺いますが、木野先生も隣におられますが、自民党と民社党の間に——受田先生と木野先生と申し上げたいか、この二人の御提案者の間に、安保条約なり憲法なり、あるいは自衛隊の基地なり、あるいは憲法の何といふか、財産権なり、そういう考え方につきまして意見の不一致があつたならば、共同修正案といふのは出されなかつたと思うんですが、それらの点について——私はもう前々から三人呼んでくれと言つてゐるのはそれなんです。そういう基本的な憲法解釈の点について、御意見の不一致はなかつたのでございませうか。

○衆議院議員(受田新吉君) そういう憲法論というふうな議論よりも、われわれの……

○内藤功君 いや、なかつたかどうかで結構です。

○衆議院議員(受田新吉君) そういう論議はしておりません。しておらないけれども、われわれが合憲性を認めてこの修正に応じたところで御理解を願いたいと思います。

○内藤功君 それでは、まあ提案者に対してはこの程度で先へ進みたいと思ふんです。

私は、もう一遍議論を戻しますが、この沖縄県民の方の土地というのは、最初第二次大戦でアメリカ軍の猛烈なる攻撃、それから、日本軍からもごろを追ひ出され、非戦闘員として非常に攻撃をされ、権利を侵害された。それから、戦後の占領による土地の取り上げ、それから布告とか布令とかという名前による取り上げといふものを経て、ようやく五年前に五年間暫定期間つくられてきた。そして、この五年間が終つたところで、そうしてようやく三十年たつて四日間、四日目の全き権利の日をけき迎えたんだが、いままさに、あるいはきょうじゅうにこれが奪われようといふという歴史的な段階だと思ふんです。これ

は、いまは皆さん方は何とか法案を通したいばかりの一心だから、そんな歴史だといふことは知らないかもしれないが、これは後で歴史の中で大事な日になると思ふんです。こういうときに、私も、防衛とか安保条約を強調なさるけれども、安保条約や防衛の義務というものは、手順を踏んで、そして成約していかなければならぬ。これはもう国家の基礎だと思ふんです。国家の基礎といふのは、一人一人の個人の権利が大事にされ、生活が大事にされるのが基礎なんです。その配慮がないと、こういうふうに断ぜざるを得ない。私は、言葉は少し厳しいかもしれませんが申し上げたい。これは、沖縄県民は銃剣でも土地を奪われたんです。みんな知つてゐることなんでしょう。銃剣で土地を奪われた。それから出た布告とか布令とか法律とかいふのは、それは全部その銃剣を合法化していったものなんです。いま出ている法案もそうです。いま出ている法案は、形は法案であります。形は法案ですが、率直に言います。これは銃剣が変わつた法案であります。沖縄県民に突きつけられた銃剣と同じ性格の役割りのものが、いまこの法案の名前において出されてきていると、私はそう感じるんです。沖縄県民に向けられた銃剣と同じようにやられてきているんだ。すでに何回かやられた質疑打ち切り、どうしてきのうのあの質疑打ち切りは、あの時点でやらなきゃいけないかつたんだらうか。私は一言言わせてもらいたい。きのうは社会党二時間、公明党二時間、共産党二時間、決まつておつたんです。社会党二時間終つたところで、そちらの方で手が挙がりました。そしてとめられたんです。日程が決まつてゐるのに途中でとめられた。その前もそうでありました。そういうことが行われてゐる。私は非常に遺憾だと思ふ。銃剣とは問答無用の代名詞であります。問答をなるべく打ち切つて、そして質疑を早く打ち切つて早く通してしまおうといふのは、これはその点においては銃剣と共通だと言われてもいたし方ないと思ふんです。

私は最後に申し上げておきたい。これは訴訟が非常にふえると思うんです。民事局長おられますか。——というのは、五月十五日に、一方は権利が発生した、人民の側、原告側はもう権利が発生してずっと進んでいる、こういう理論になりましようね。それから一方の側は、いやーたん消滅した使用権原がまた取得された、この論争ですよ。こういう延長をやれば必ず真つ二つに議論は分かれるわけです。道理も分かれまじ、法律論も分かれるわけです。私は、こういう憲法違反かどうかの論争は、これはしょうがない、これは。自衛隊が憲法違反かの論争は、これはどんな法律をつくっても自衛隊をやめない限りは続くでしょう。これはやむを得ないかもしれない。しかし、憲法違反かどうかの前に、自衛隊が違憲かどうか、安保条約が違憲かどうかの前に、期間満了で権利が消滅したのか、その後取得したのか、こういうような論争を起こすような、そういう種をまく法案になりはしないか。この点非常に議論が沸騰するだけじゃなくて、訴訟がふえやしないかと私は思うんです。まあ訴訟がふえるかどうかの答えを民事局長にしろというのは私は無理なことは知っていますよ。無理なことは知っています。が、やっぱり法律の専門家の局長でありますから、法律紛争を多く起こすネタをつくるような法律と、びしゃっと法律論争がおさまる法律というのは、法律を見ると大体わかるんですね。これはどういう種類の法律かというと、これはやはり非常に紛争を起こす法律じゃないかという心配を私も思うわけなんです。非常にそういう心配があるんです。法務省の御管轄は、私は聞くことはそのくらいしかないんですけれども、どう思われますか。それから大臣もついでにこの点について御所感があったら伺いたいです。私は非常に法律論争がふえていいとは思わないんです。もっと大きな裁判があるんです。しかし、ふえるんです。これは。引きませんよ、これは。もう徹底的にやることになる。違憲判決が出るかもしれません。最高裁でひっくり返るなんともあるかも

しれません。しかも深刻な争いなんです。違憲か合憲かという論争の前に、土地が自分のものになったものが、どうして四日後に奪われたのかという、私はあえて四日後と言いますが、奪われたかという、こういう論争になります。そして、国会はこの問題を片づけないで、裁判所——この間の斎藤さんの話じゃないけれども、裁判所に任せて、そして国会は幕を引いちゃった、倉皇のうちに幕を引いたということが議事録に残る。非常に残念なことだと思う。

いろいろ申し上げましたが、民事局長、どういうふうになるのか。この法案の審議及びこの法案をこらになつてお思ひになりますか。

○政府委員(香川保一君) この法案が成立いたしました場合に、十五日午前零時以降切れて、使用できることとなる。その間の使用権が継続しておつたことになるのか、あるいは一たん空白になつて新たに使用権が生じたかというところは、この法案ができた場合の解釈問題として確かに残ると思うのであります。で、こういった使用とか賃貸というふうな継続的な契約関係あるいは法律関係につきまして、たとえば適切な例かどうかあれでございませうけれども、借地法あたりでは、御承知のとおり六条で、一たん借地権が消滅したとしてそして賃借人が継続使用しておるといふときには、遅滞なく異議を述べなければそのまゝの形で継続するといふような立法例があるわけでありまう。しかも、遅滞なく異議を述べるそのときには、みづから使用する必要があるといふうなことが正当理由になつておるわけでありまう。異議を述べたけれどもその正当理由があるかないか争ひがあるといふうなことで訴訟になりまして、一年、二年とかかることもあるわけでございます。そのときに正当理由がなかったといふうなことになるまうと、結局のところ、一たんは消滅した借地権が同じ法律関係を継続して続けるといふうに事後的に評価されることになるわけでございます。そういった例がございませうし、民法

にもそういった形の推定の六百十九条の更新の規定があるわけでございますが、それらは結局、継続的なそういう法律関係、契約関係というものが、どのように解釈すれば、あるいは立法的に処理すれば一番合理的かと、当事者の利害の調整を図りながら合理的な解決が得られるかという観点から見ておるものだらうと思ひます。そういう意味から申しますと、この法案が成立しました場合に、一体その使用権が継続してずっと続いておつたのか、あるいは空白状態が一たん生じてまた復活したのかというふうなところは、やはり現実の問題としてしましてどちらの解釈をとつた方が地主にとって有利か不利かというふうなことも含めまして、いずれが合理的かということを決まることがございまして、ただいまどちらの解釈をとつた方が合理的かということとは私断言するまだ自信がございませうけれども、その辺のところは解釈問題として残る。したがって、おっしゃるように、その点をめぐつて争ひになるということ、これは当然あり得ることだらうと、かように考えるわけでございます。

裁判所にお世話にならなければならぬケースをよけいにふやしたと、こう思うんですが、これは一般論でいいですよ。法律家の一般論としてそう思うでしょう。

○政府委員(香川保一君) 五年の期間の満了前にこの法案が成立いたしておりますれば、もうこれは法律的には非常に明快でございまして、それが経過してから仮に成立するといひましますと、先ほどのような解釈問題が残ることは必至でございまして、その点やはり期間前に、同じ成立するものであれば期間前に成立した方がよかつたということ、これは……

○内藤功君 よかつたなんというのはあなたが言わなくていい。そんなことは言わなくてもいい。だから、よけい複雑になつたんですね。そうでございませうと言ひなさいよ。

○政府委員(香川保一君) 複雑になつたことは確かでございます。

○内藤功君 外務大臣お急ぎのようですからお伺ひしたい。

この五月の十五日の客時から國の使用権原が消滅したわけでありまう。自衛隊の方は、自衛隊の基地の中に地主さん及びその弁護士ですか、という人たちを中に入れた。中に入れて、自分の土地がどこでどうなつておるかということを見せるという手続を一応とつた。米軍基地です、米軍基地は、われわれが報道で知る範囲であります。が、なかなか厳しい条件をつけて、自衛隊よりはもつと厳しくなつておるようです。この概況はどうなつておりますか。たとえば嘉手納基地の中にある、いわゆる未契約地主の方に対して、どういふうな対応をしたか、その概況をひとつ説明してはしいということ。

○政府委員(斎藤一郎君) 外務大臣がお答えになつておるんですが、現場を見て私の方でその事実関係を承知しておりますので、まずお答えさせていただきます。嘉手納基地に土地所有者の方が、地主が三名、それから弁護士さんが二名、そのほかの方が

しれません。しかも深刻な争いなんです。違憲か合憲かという論争の前に、土地が自分のものになったものが、どうして四日後に奪われたのかという、私はあえて四日後と言いますが、奪われたかという、こういう論争になります。そして、国会はこの問題を片づけないで、裁判所——この間の斎藤さんの話じゃないけれども、裁判所に任せて、そして国会は幕を引いちゃった、倉皇のうちに幕を引いたということが議事録に残る。非常に残念なことだと思う。

いろいろ申し上げましたが、民事局長、どういうふうになるのか。この法案の審議及びこの法案をこらになつてお思ひになりますか。

○内藤功君 それで民事局長、私はどうしてこの法案で紛争が多くなるかといひますと、あれをやつたからなんだよ、附則六項で五年を十年にする。これを十四日の十二時を過ぎてやつたからなんだよ。これをやらなければ、あなたのいふ言つた借地法六条とか民法に比べればよっぽどこの法律の方がはつきりしてゐたわけだ。そうでしょう。そうですね。うなずいていらつしやる。そうなんです。延長をしなれば、つまり五月の十五日を過ぎて可決したもので、可決しようとするものだから複雑になつてくるわけなんです。五月の十五日を過ぎればもう権利はなくなつちやうと、こゝまでなんです。で、使用権者が異議を申し述べれば、正当な理由があれば続くことができて、こういう条文がないだけに、借地法六条よりもつとはつきりした法律だつたんです、もとは。ところが、そのはつきりした法律が、延長するといふことになつたものですから、さらに複雑な、

裁判所にお世話にならなければならぬケースをよけいにふやしたと、こう思うんですが、これは一般論でいいですよ。法律家の一般論としてそう思うでしょう。

○政府委員(香川保一君) 五年の期間の満了前にこの法案が成立いたしておりますれば、もうこれは法律的には非常に明快でございまして、それが経過してから仮に成立するといひましますと、先ほどのような解釈問題が残ることは必至でございまして、その点やはり期間前に、同じ成立するものであれば期間前に成立した方がよかつたということ、これは……

○内藤功君 よかつたなんというのはあなたが言わなくていい。そんなことは言わなくてもいい。だから、よけい複雑になつたんですね。そうでございませうと言ひなさいよ。

○政府委員(香川保一君) 複雑になつたことは確かでございます。

○内藤功君 外務大臣お急ぎのようですからお伺ひしたい。

この五月の十五日の客時から國の使用権原が消滅したわけでありまう。自衛隊の方は、自衛隊の基地の中に地主さん及びその弁護士ですか、という人たちを中に入れた。中に入れて、自分の土地がどこでどうなつておるかということを見せるという手続を一応とつた。米軍基地です、米軍基地は、われわれが報道で知る範囲であります。が、なかなか厳しい条件をつけて、自衛隊よりはもつと厳しくなつておるようです。この概況はどうなつておりますか。たとえば嘉手納基地の中にある、いわゆる未契約地主の方に対して、どういふうな対応をしたか、その概況をひとつ説明してはしいということ。

○政府委員(斎藤一郎君) 外務大臣がお答えになつておるんですが、現場を見て私の方でその事実関係を承知しておりますので、まずお答えさせていただきます。嘉手納基地に土地所有者の方が、地主が三名、それから弁護士さんが二名、そのほかの方が

二十名、それから、そのほか報道関係の方も御希望があるようですが、自分の土地がどういう状況であるか見たいという御希望があったのでございます。そこで、那覇防衛施設局においては、この米軍基地については、申し上げるまでもなく米軍の管理下にございますので、米軍と折衝して、自衛隊も那覇施設局でやったんでござい

ますが、自衛隊の方は日本側ですが、米軍は米側に對してその調整をやった結果、米側に於いて、地主さんと、それからその関係の弁護士の方に限って立ち入りしていただく、それから、その基地に入るゲートも第二ゲートから入っていただく、と、米側ではそういう条件を付してまいりましたので、われわれとしては、地主さんと弁護士さんに第二ゲートから入っていただくように手配を整えておりましたが、どうしても関係者の方々がその他大ぜいお入りになり、それからゲートも第二ゲートではなくて第四ゲートからお入りになり、たいといたした御希望がございまして、その米側の条件と地主さん方の御希望との調整がうまくつかないということで、立ち入りが実現できずにおるといふ実情でございます。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 米軍に對しまして、この十五日午前零時までに、私もこの暫定措置法の延長ができますことを心から期待をしておったわけでございます。私どもの関係といたしましては、アメリカ大使館に對しまして、逐次この国会の方の情勢の連絡をとっておったわけでございますが、いよいよ零時を過ぎるということになりましたので、現地におきまして無用の混乱が起ることは、大変これは後にまたむずかしい問題が起りますので、私どもの方といたしましては、現地の防衛施設局の方と、現地の米軍の方と連絡を密にして、施設局の方と相談をして対処していただくというところでございまして、いまそのために施設局の方から御返事があつたところでございます。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 米軍に對しまして、この十五日午前零時までに、私もこの暫定措置法の延長ができますことを心から期待をしておったわけでございます。私どもの関係といたしましては、アメリカ大使館に對しまして、逐次この国会の方の情勢の連絡をとっておったわけでございますが、いよいよ零時を過ぎるということになりましたので、現地におきまして無用の混乱が起ることは、大変これは後にまたむずかしい問題が起りますので、私どもの方といたしましては、現地の防衛施設局の方と、現地の米軍の方と連絡を密にして、施設局の方と相談をして対処していただくというところでございまして、いまそのために施設局の方から御返事があつたところでございます。

館の方と打ち合わせをして臨んだということではございせんが、無用の混乱を起さないように、施設局の方とよく連絡をとってもらいたいと、このようなことで対処をしてまいったところでございます。

結果につきまして、今日までの経過につきまして、私も関心は持っておりますけれども、基地の態様によりまして、それぞれ現地の方でも、地主の立場に於いて、地主の方が土地を知らんにしたいという場合におきましても、それぞれの基地におきまして、やはりその基地の、あるいは危険の度合いでありますとか、それぞれに對処していろいろ對処されたと思ひますので、一律の對処の仕方ではなかつたように私どもとしては聞いておるところでございます。

○内藤功君 私、大臣の時間の関係があるというので、まず大臣にちょっとこれを示したい。嘉手納飛行場の図面ですが、これは嘉手納の空軍基地の平面図です。これは施設局がおつくりになったものですね。この図面で、何といひますか、黄色——草色といひますか、これで、こう書いてあるのが未契約地主の土地なんです、土地なんです。これだけあるわけですよ。これね、返すようにアメリカへ交渉してください。これ、ぜひ。

○國務大臣(鳩山威一郎君) いまのは御質問ですか。○内藤功君 じゃ、ここで質問します。そういう嘉手納基地の図面に書いてある未契約地主の土地、これはもう施設局じゃ答へができませんと思うんです。外務大臣に言うしかないから来てもらつたんだけれども、ぼくはもうそれだけやつてもいいんです。いま日ソ交渉はだんだんと進んでおるが、今度は沖縄ですよ。今度は沖縄のことではないけれども、重点ですよ。沖縄は施設権は紙の上で返つてきたけれども、實際土地が返つてこなきゃ返還されたことにならぬです。これは日本人のみんな同じ心なんです。それを代表して

館の方と打ち合わせをして臨んだということではございせんが、無用の混乱を起さないように、施設局の方とよく連絡をとってもらいたいと、このようなことで対処をしてまいったところでございます。

ソ交渉というものが大詰めに來ていますから、今度はみんな日本人の目は五月十五日を期してそつちへいきますよ。ですから、それを返してもらうように交渉してもらいたい。どうでしょうか。手順はいろいろあると思うんですが、その御決意を開きたい。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 沖縄におきます米軍の基地が、沖縄県におきましても、先ほど来一％に達するといふようなお話もございました。非常にウエートが高いといふことは、これは私もよく認識をしておりますし、それが沖縄住民の負担になつていゝといふことも事実でございます。私どももいたしましては、沖縄県全体のこの軍用地の比重を何とか縮小の方向に持つていけま

すように、これは五年前の返還のときから努力をしてきたところでございますが、この特定の施設のどこをどうしろといふようなことにつきましては、これはなお防衛施設局とも十分連絡をとりまして、これは政府全体といたしましてこの對処する案を検討いたしまして、私ども外務省といたしましては、その政府全体の方針のとおり努力をさしていただきたい、こう思つております。具体的な、どこに施設をどうといふことにつきまして、この席でお約束することは適當でないと思ひますので、政府内部で検討をさせていただきますと思ひます。

○内藤功君 鳩山外務大臣にお願いしたいのは、人権外交をやつてもらいたい、人権外交。カーターのとは違ひますよ、カーターさんのとは違ひます。いま指摘してある幾つかのこの土地ですね、色の塗つてある土地。これは五月十五日以降沖縄県民の所有になつたわけですよ。日本国民の所有になつた。ところが、数日後に国会で可決をされて、それがまた四日間の命で取り上げられちゃつた。さつき私はあなたがいけないと言つたんだけれども、五月十五日の午前零時に所有権が完全に回復したものが、四日間でもた制限されちゃつた、こういう状況なんです。で、法律的に大きな疑問がある。

で、アメリカへ行つたときに、アメリカ人は憲法を尊重しますか。アメリカ局長、アメリカの政治家はアメリカの憲法を重視していますか、そういう風習がありますか。日本の政治家と比べてどうですか。

○政府委員(山崎敏夫君) アメリカ国民は、日本国民同様憲法を尊重しておると思ひます。

○内藤功君 このとおりですよ。日本国民同様尊重しているんだから、アメリカ憲法修正五條、知つておられますね。アメリカ憲法修正五條、知つておられますか。

○政府委員(山崎敏夫君) 存じております。

○内藤功君 それはどういふのですか、存じておるだけじゃ……。

○政府委員(山崎敏夫君) 人権の自由一般について規定しております。

○内藤功君 この中には、日本の憲法三十一條と同じように、人民の生命、自由、財産は法の定めする正当な手続がなされないと書いてあるんですよ。これが有名な修正五條だから、これをもとに、カーターでもだれでも相手にして、アメリカの憲法はこう書いてある、ところが日本では修正憲法五條に反するやうなやり方で取り上げられておる、一たん取得したものをまた取り上げられて地主は困つてゐる、法律的にはいろいろ議論あるだらうけれども、こういう問題があるだらう、人権外交言うアメリカだから、これやつてくれと言つてあなたやつてもらいたいんです。やつぱりいろんなことを考へて、相手をくどくなくちゃだめですよ、腹据えて。これは決意を聞きたいんですよ。内部的に相談してつて、中で相談してどうこうという答へはぼくは外務大臣からはいただけじゃない。もつと勇氣の出るやうな答へをもらいたい。どうですか、そういうことも言ひながら、アメリカ人の憲法を使つてふところへ飛び込まなければだめですよ。どうですか、やれますか。

れば、これはアメリカ政府は日本政府と協定を結んでおるのである、これは土地所有者から日本政府が正当なる手続に従って取得をして、そして米軍に提供をすべきである、その責任は日本政府が負っておるのだという関係にございまして、それはどう考えましてもこれは日本政府の自身の責任であります。したがって、いまの人権問題としてアメリカと折衝するというのは、私はどうもちょっと納得しかねたのでございまして、せつかくのお言葉でございまして、これはやはり日本政府内部で努力をいたして解決をしなければならぬ問題であるというふうに考えております。

○内藤功君 確かに日本政府の問題である。同時にアメリカとの関係——アメリカとの関係というのがきのうあたりから出てきているものだから、私はこれを聞いたわけなんです。やっぱりちょっと失望した、これは、答弁がですね。

そこで、私は時間が来ましたから、この法案審議が進んでおりますけれども、この修正案附則第六項というものを、何とかして、もう質疑はあと喜屋武先生が終わったれば終わりにして、本会議へ持ち込んでというふうな情勢のように私は感じているわけなんです。私はそれを何とかもうちょっと延ばして議論するように、岩間先生と一緒に言ってきたんだが、どうも大勢はわが党が少数であったり、なかなか通ることもむずかしくなってきた。しかし、私は最後に申し上げておきたいんですが、この附則第六項が通って五年を十年に延長しても、さっき言ったように、やっぱり死んだ子は生き返りません。一たん消滅した国の使用権原は生々まされません。逆に一たん生じた所有権が圧殺されるという危険がある。しかし、私は権利の面ではこの附則第六項の可決というものによっても国の使用権原を一切復活することにならないと思うんです。これはちょうど呪文のようなものですね。

いま出ている附則第六項は呪文、のろいの文句です。ここに死者がいる、死者に対して呪文を唱え、呪文を唱えれば生き返るか、生き返らない。この法律附則第六項は呪文である。呪文は幾ら

唱えても死者は生き返らない。大変言葉は穏当な欠くかもしれないが、率直に私の感じを申し上げたんです。法律論としてもそうだと私は確信しておるのであります。

以上をもつて私の質問を終わります。

○委員長(増原恵吉君) この際、内閣委員外の議員の発言についてお諮りいたします。

喜屋武眞榮君から、本案に対する質疑のため発言を求められております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認めます。それでは、喜屋武眞榮君に発言を許します。喜屋武君。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) ただいま委員長のおっしゃるとおりには内閣委員ではございせん。でも、この提案されておる法の内容からして、これはもう国民の立場からも重大なことであります。特に直接沖縄県民につながる重大な内容を持つておるがゆえに、県民の生命、人権、財産を守つていく立場からも、必死になつてこの推移を見きわめながら自分も発言を求めたい、こういう立場から申し上げたわけでありまして、幸いに先日、の理事会の皆さん、そしてただいま委員の皆さんの全員一致の御賛同を得まして敬意を表します。ただ残念なことは、私が申し入れた時間を与えられなかったことは大変遺憾に思つております。それで、私はこの法案が審議される初日から、ずっと一貫してその推移を見守りながらいただいまままで待ち望んでおつたわけであり

ます。その推移をまず前置きに申し上げますと、この法案は憲法の立場からいろいろ問題がある。同時に、政府側の御答弁の中からもどうも納得のいかない面が受け取れる。さらにこの委員会自体の審議のあり方からも異常である。こういった状態の中で進められてきておるのであります。そこから生まれる結論は、異常は異常を生み、納得のいかないまま進められる中からすっきりした結論

が生まれるはずはない、こう思つて、いまそのような心境で立つておる次第であります。ところが法理論の立場からいろいろ、あるいはその他の面からいろいろな角度から述べられたのであります。私は、私は沖縄の現状と結びつけて問題を触れていきたい、こう思つておる。そこで、ちょうど復帰満五年、そして六年目の四日を迎えるわけですが、このあたりで県民の側から、一体沖縄にとつて復帰とは何だったのか、このことをまず考えてみたいと思ひます。

それは、申し上げるまでもなく、平和で人権と民主主義が保障された憲法体制のもとに入ることであります。ところが、この五十年の推移を、そしていまこの現実を見詰めた場合に、果たしてこの願ひに、この目標に置かれておるかどうかというところに大きな疑問があります。私は、沖縄を抱えておるものもろの問題、これは戦前の歴史もさることながら、戦後の歴史の中から一貫して言えることは、沖縄の悲劇はすべて国益、国策という名のもとに犠牲と差別を強いられてきたんだ、こうさう言ひたいのであります。その悲劇は、あのサンフランシスコ講和条約、ここから出発いたします。単独講和と全面講和、そして単独講和の名のもとに沖縄県民は人質にされてわが国は主権を回復した、そして時移つて安保条約、安保条約の名のもとにこれまた沖縄県民の生命、財産、人権がじゅうりんされてきた、そして時は流れて沖縄返還、沖縄返還で県民の当然の要求として求めておる請求権、これを国が独断でアメリカに放棄した、そして一貫して沖縄に対する政府の姿勢は、復帰前は沖縄県民の生命、財産、人権にかかわるものもろの問題をひつつけて、国に訴える。それはね返る言葉は、施政権がアメリカにあるので、行政権の介入になるのだということですから、行政権の介入は何と云つたか、沖縄県民の生命、財産、人権にかかわるものもろの要求、安保と地位協定があるのでやむを得ません、提供せざるを得ない義務があります、こういうわけ

です。

そこで、私は実はきょうは福田総理もぜひ来てもらいたい、総理の名においてそのことをどう受けとめておられるかを聞きたかつたんですが、どうしてもこちらにお見えになれない用件があられると、こういうことであります。まあ沖縄の窓口は開発庁長官ということになりますが、どなたか答えていただきたい、私のいままでのことに對する、ひとつそれを政府としてどう受けとめておられるか。

○国務大臣(藤田正明君) 喜屋武議員がおっしゃいますように、あの戦争下における悲惨な状態、それから終戦後における二十七年間の米軍施政下における状態、そして四十七年に復帰された。で、その復帰に際して沖縄県民の方々の期待も大きかつたことと存じます。で、復帰五年、いまのような状況にあるわけでございますが、この復帰に際して日本の全国民は沖縄県民の方々に与えたものもろの御不幸、またさつき先生はしわ寄せということをおっしゃいましたけれども、そういうことに対して大きな負担と、そしてこれを何とかしなきゃならぬ、お返ししなきゃならぬという気持ちには強く持つておつたことと信じます。しかしながら、昭和四十八年の暮れにああいうふうな石油ショックというものが起き、世界の経済は混乱し、もちろん日本もその中に巻き込まれてああいふふうな混乱に陥つたわけでございます。そして経済的には高度経済成長は安定経済成長にならざるを得ない、そういうさな不況という、そういうことが沖縄県にも影響を及ぼしたことも事実でございます。しかし、その間におきまして五年間、政府といたしましてはできるだけこのことをしなきゃならぬということで、空港につきまして、あるいは港につきまして、道路につきましても、あるいは学校につきましてもできるだけのことはやってきました。ただ、ここで問題になつております地籍の明確化ということにつきましては、四十七年の復帰時におきまして非常にまだ不明確な点がたくさん残つておりました、この四十七年、四十八年でこれを調査いたしました、四十九

年、四十八年でこれを調査いたしました、四十九

年、四十八年でこれを調査いたしました、四十九

年、四十八年でこれを調査いたしました、四十九

年、四十八年でこれを調査いたしました、四十九

年、四十八年でこれを調査いたしました、四十九

年、四十八年でこれを調査いたしました、四十九

年、四十八年でこれを調査いたしました、四十九

年にはいろいろと今後のための計画を練りまして五十年から実際に着手した。五十年、五十一年にわたりまして防衛庁は基地内を、沖縄開発庁は基地外をという事で当たってまいりました。この明確化も漸次詰めております。先ほど申されましたところの請求権の放棄につきましても、いま話し合いが徐々に煮詰まっておりますところだと私は思います。特に漁業の問題につきましてもはば煮詰まりつつあることだと思ひます。

そういうことで、非常に不幸な状態から復帰されました、われわれといたしましてでもできるだけのことをしなければならぬという中に、日本全体が世界不況の中に巻き込まれたわけでございまして、開発の振興十カ年計画も前半の五カ年間は思うに任せぬといひますか、実際の効果もある部門では上がつておりますけれども、ある部門では上がつていないという点もございまして。それらを踏まえまして、今後沖縄県民の方々に對して、確かに基地の点において五三〇という米軍の基地があの狭い沖縄県の中にあるわけでございまして、そういう意味も十分に腹に置きながら、今後沖縄県民の方々に對して、政府といたしましては責任を持って對処していききたい、かように考えておる次第であります。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) 私の特に念を押しておかなければいけないことは、かつて沖縄復帰に、復帰国会と申しますと四十六年の十一月九日の参議院の予算委員会において、当時の、いまは亡くなりました佐藤総理、そして現福田総理は外務大臣でございました。そのお二人に對して、復帰後における最も大事な問題は、あの膨大な基地をどのように整理縮小して、その計画のもとに進めていくかという、このことを私は尋ねましたら、当時の佐藤総理はこう答えておられます。全文は読まないことにいたしまして、今後ともこの問題について、積極的に取り組んで、真に沖縄県民のしあわせになるように、基地の縮小整理、これと取り組まなければならぬ、かように私は思っております。申し上げるまでもない」云々

と、こう明確にその当時の佐藤総理が答えておられます。私はそれを信じておりました。五カ年という歳月が流れておりますが、そのことが具体的にどのように進めてこられたか、現時点でそれを見まわしたいと思います。

○政府委員(斎藤一郎君) 沖縄における米軍基地の返還の実績をお尋ねでございますが、これはまず最初に、返還の何といひますか、仕組みというか、話し合いのやり方を申し上げますと、米軍の現地レベルで話してもとても話が進まないといひことを基本に置きまして、この日本における在日米軍の一番のトップのレベルと申しますか、大使館にあっては大使、それからまた在日司令官などがお入りになり、それから日本側では外務大臣、防衛庁長官がお入りになったという協議会がございまして。安保協議会と申しておりますが、そういう場で基本を決めて、そしてその基本によつてわれわれ行政担当の者が実現していくという仕組みで基地の整理縮小といひことを沖縄復帰後の時点で行つていく、もちろんそういう仕組みができるまでも若干返還がございましたが、これは全体的な姿を描き出しているというよりか、やや個々の個別的なものでございまして、そういう全体の姿を描き出している話合ひといひものが過去において行われました。その結果、十四回、十五回、十六回、先生御案内だと思ふんですが、の日本協議会が行われ、どういふ返還をこれからやつていくかといふ全体の姿を描いて進んできたわけでございまして、その全体は、先ほどもお答えしたところでございまして、今日まで、十四回から十六回までの間に、五十四施設について面積約五千七百四十四万平方メートルのものを移設を条件にして返還する。あるいは、物によつては無条件に返還しようといふ全体の姿を描き出して、それを私も防衛施設庁の手で、米軍との話し合ひの線に従つて今度は現地レベルでどういふ返還をしていくかといふことを実行してきたわけでございまして。その結果、今日まで二十二施設、約千七百万平方メートルのものがすでに返還になつ

ておりますが、これは全体が五千七百四十四万平方メートルですからまだわずかでございまして、残つたものを今後何とか実現していきたいという努力をしておるわけでございまして、ただ、こういう実現をいろいろやつてまいりまして私も痛感いたしますのは、やはり、よく地元の方々の、所有者の方々の御意向を参酌しながら、取り入れながら実現をしていくことがどうしても必要だと、それからまた、先ほどはかの委員から御指摘がありました、この米軍と日本側との話だけではなくて、沖縄県におけるいろんな今後の開発計画、そういうものを踏まえてやつていく必要があるといふことを実行の段階においてつくづく考えるわけでございまして、たとえば、返還になりまして、そういう計画がなかったり、あるいは地元民の本当の御要望の線に沿つてなかったりしますと、跡地の利用がうまく進まない、地籍の問題は別といたしまして、そういう地籍問題が根本にございまして、それ以外に地元民の御要望に沿つておるといふことがどうしても根底になければならぬといふことを痛感しておりますので、今後、先ほど先生御指摘があったんですが、沖縄県の将来の姿を踏まえてどういふうまいにこの返還問題を進めていくかと、もつと現地に即して、地元民の御要望に即してやつていきたいといふふうに考えております。

○委員(増原恵吉君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、内藤功君が委員を辞任され、その補欠として河田賢治君が選任されました。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) 時間がありませんれば詳しい説明を求めますが、簡潔に言つてください。長い説明で、そして面積もおっしゃつたけれども、ざぱり言えばこれだけのことで、結局五カ年間に返還されたのは六%です、六%。

何か面積で言つて非常に広いように受け取れますけれども、わずか六%。それじゃ、その間に基地労働者が幾ら解雇されておりますか。それも数は要りません、パーセントでいいです。数は結構です。

○政府委員(斎藤一郎君) 復帰の時点で約二万人でございましたが、その後一万人余解雇されております。そういう実情でございまして。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) 復帰後五カ年間、当時の基地のわずかに六%、しかもそれは地主の要求する要望に従つて解放したのではなく、細切れ解放、使い物にならない、地籍も明確にしていな、こういう形で一方的に返されておるんですよ。それに対して基地労働者は七〇%解雇されておるんですよ。この事実を何と見ますか。基地労働者を一方的に解雇して、そして返してほしいという土地はわずか六%、しかも細切れ、使い物にならない、こういう形で全くあちらベラスで、返されたものもそういう形で返されておる。政府の主体的な計画によつて、本当に県民の、沖縄の平和で明るい、豊かな沖縄県づくりのその土台になるような解放の要求が、日本政府の姿勢にあったかどうかといふと、ないといふははつきり言ひたい。

そこで、外務省にお伺ひしたいんですが、沖縄問題といへば、すべてこれは外務省とアメリカとの問題になります。だから沖縄現地では、一体外務省はどの省かと、日本政府も一体この政府かといふ、そういう不信感さえもあるわけですが、けれども、外務省はこれから基地の返還に對してどのような姿勢でやつていくつもりですか。その説明は要りません。その姿勢だけをおしやつていただきます。

○政府委員(山崎敏夫君) 外務省といたしましては、沖縄県における米軍基地の密度が高いといふことは十分認識しております、これが県民の生活にいろいろなかわり合ひを持つておるといふことも深く承知しております。そういうことを踏まえまして、この県民の御要望については、十分

て話し合ひで解決すべきものと自分は思う、こういうお言葉がありました、ごもっともだと思ふんです。そういった、これは法的に持ち出したつて、公簿も公圖も全然ありませんから、裁判でもこれは裁判のしようもないと私は思うんです。ですから、法務大臣この前述べられたように、話し合ひによつて早くこの事実を確認されて解決していただきたいと、こう思うんですがどうですか。

○国務大臣(福田一君) 私は、先般の大塚委員の質問に対して、ただいまお話のありましたようにお答えしたのは、戦争という非常に不幸な状態から発生して、しかもそれがアメリカによつて占領され、それからまた日本に復帰するという事態に

なったが、しかし、それが軍用地として使われることになり、そうしてその地籍はだれに属するかというようなことが明確にされないで、一応いま

の段階においてはこれは国有地であるというふう
に指定されておるといふことでありますけれども。
しかし、その根拠というものが何であつたか、
いろいろな伺つておりますといふと、やはり何
らかの住民の方に対して温情のある措置を私と

るべきものであると考えまして、これはひとつ困
もそういう意味では余りかたくなな姿勢でなく、
十分いろいろの事情は調べなければいけません。その
ときにも申し上げたんですが、いま大蔵省は調査
をしておるといふから、そういうこともよく踏ま
え、それからまた、住民の方々やあるいは村長さ
んその他おられた人が残っておいになれば、そ

ういう人の言うこともよく聞いて、そうして純然たる法律の手續で問題を解決するというよりは、やはり何か話し合いをする、そうして国もある程

度、場合によってはマイナスの面が起きることもやむを得ない。そういうような気持ちをもつて問題の処理に当たるべきではないか、こういう感じを抱きましたので、実は率直にそのことを申し上げたわけでございます。しかし、いずれにしてもこの調査というものは大事なことでございます。だれがどう言っているとかこう言っているとか、あるいはどうなっているかというように、それぞれ

の他いろいろな問題があります。それからまた、聞いてみますと、所有者の全部の坪数を合わせるというとか一、二倍半くらいになってふえてきてしまっている。こういうものをどう処理したらいいか、真実は一つであるということになれば、これは一倍半でちょうどなければならぬのが一倍半になっているというところ、こういう問題をどう処理していくかというようになりまして、うと、やはり所有権を主張されるお方に何か考えていただくにやならぬ場合があり得るんじゃないか、私はそう思うようなわけでありまして、お互いにやはり真実を求めつつ、しかも、そういう被害を受けた人たちに對して、やはり温かい気持ちで処理をすることになれば沖繩の問題は解決しないんじゃないか、こう私は思います。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) 一日も早くひとつ具体化するよう要望しておきます。

それから、米軍の戦車道の問題に關連して防衛施設庁に聞きますが、さきの質疑でも、私、水源の汚染ですね、汚染の問題を警告いたしましたけれども、おとこのテレビニュースによりまして、沖繩は雨が降っておりますが、この梅雨のために、あの戦車道に關連して七つのダムがある、その七つのうち六つは簡易水道に關係している。一つは灌漑用水ですが、すでに汚濁して、しかも重大な問題は、宜野座地区の水道全面ストップ、戦車道から赤土流出、それで朝食準備もできない状態にある。こういうことで、この事実を確認しておられるか、おられるならばどういう処置をとっておられるのか、それをまずお聞きしたい。

○政府委員(斎藤一郎君) 戦車道建設の問題につきましては、この戦車道を建設することによって、まず第一にいま先生がお尋ねの住民の大切な水源地を汚濁するおそれがあるということ、また現に汚濁が生じておるといふこと、これは非常に重大視いたしております。それからもう一つは、樹木を伐採して自然環境を不必要に破壊しておるといふ点についても、私ども大変これを重要視しております。

そこで、私どもは、まずこのことを三月二十五日、名護市からの御連絡でそういう実情を知って承知いたしましたわけでございまして、雨季を控えてこの水源地汚濁の状況が一層ひどくなることを大変憂慮いたしまして、米軍にまずこの予防措置と申しますか、直ちにそういう水源地を汚濁するおそれのある土砂を除去する、そうして被害防止の仕事をやるようにということをお願いをしております。それと同時に、当庁としまして、米側の措置とは別個に、何を申しまして大切な飲料水のもとになる水源でございまして、とりあえず急速な過機の設置などを考えまして、そうした災害の生じないようにということ、地元村当局の方方とも十分協議して、すでに実施に移しております。もう少し詳しく申述べますと、松田、湯原両地区の浄化施設の設置は今週中にぜひ工事を終わりたいということをやっております。それから、宜野座地区についても、これは今月中に設置が終わるといふ予定でやっております。それから、許田地区については浄化施設の設置よりも戦車道の影響を受けない水源地から取水して、そうして送水管を敷設して給水するということが適切であるという現地の判断でございまして、これは申しおくれましたが、早速東京からも人をやり、あるいは日米両方からも現地に人が行って幾たびも実情を調査し、それに基づいて一番適切だといふ措置を考えた結果でございまして、送水管を別個に、別個の水源から取水することにしようということ措置をしております。それから、米軍のダムに対する被害防止工事は、先ほども申し上げた述べましたが、これも松田第二ダム周辺の汚濁防止の措置を優先してやろう、土砂を取り除くあるいは土どめをやるということを実施しております。それから明治山地区についても、排水用の道路の下を横断する暗渠、そういうものを敷設することによって現地の適切な対策がとれるということ措置をしております。このことも、

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) このことも、

ひとつ被害者の不満を一刻も早くなくするようにこたえていただかなければいけない、こう思うのです。それでこのような、私がいままで申し上げたこと、尋ねたことは、すべて政府の提案しておられるこの法案にみんな結びつくことなんです。ね、だから、私はそれを先に言ったんです。

次に、提案者を中心に尋ねたいのですけれども、この政府案は、私結論を先に申し上げますと、非常に実効性の乏しいものである、こう思うんです。法的に素人でありまして、素人が目を通しても、いわゆる沖繩県民の側に立ってこれを見た場合に、非常に不安、不満な点があり、不明な点がいっぱいある。しかも、大事なことが抜けておる。こういうことを痛切に感ずるわけですが、そこで、この前の審議で開発庁長官は、いままでは地籍を測定するにもよりどころがなかったと、この法案ができれば非常にやりやすくなると、こういったことを述べておられ、また、立案者も非常に自信満々胸を張って提案しておられたわけですが、その中で県知事に対する委任事項がうたわれておる。そのことと結びつけて、いわゆる案の構想は一応華やかに見えて、実際の実行する段になるといふと県側に仕事の量も責任も転嫁していく、こういうことが予想される、いままでの経験からいしても、そういうことが絶対にあってはいけない。これはあくまでも国の責任においてすべて処理するべきものである。その点いかがですか、立案者と、それから開発庁長官にお伺いします。

○衆議院議員(木野晴夫君) ただいま先生の御指摘の点についてお答え申し上げます。従来は県がやっております、そうして県のやっております仕事につきまして、開発庁が——国が予算的措置を講じておったということでございます、今回は国が行う、実施機関は国であるということ、国は責任を明確にしたわけでございます。したがって、国は県に仕事を委任いたしますが、従来県でやっております、国が予算的措置を講じて見ておったというだけではなしに、

国の責任で五年間に計画を立ててやるということになっておりますので、この点はしっかりすると思えます。私たちが現地に参りまして、県の担当者の話を聞いたのでございまして、一生懸命やっておりますが、国がもっとやらなきゃならぬのじゃないかということで、考えましてつくりましたのが今回の案でございまして、先生の御指摘の点のないようにする、そういった気持ちでつくっております。

○政府委員(龜谷禮次君) ただいま提案者の木野議員から御説明がございましたように、この新法案によりまして、沖繩開発庁長官も実施機関の長として所管の事務を行うわけでございまして、端的に申し上げます、この中で沖繩県の知事に委任をする事務の内容につきましては、沖繩開発庁長官と県知事との間で具体的に協議をしてこれから取り組まなければならないと予定されるわけでございまして、さしたたは、沖繩開発庁長官の権限に属する事務のうち、この法案の第二一条一項にございまして位置境界不明地域の指定、それから第三條にございましていわゆる五カ年計画の作成、第四條の規定によりましてその協賛、さらには十三條に規定してありますいわゆる勧告及び審議会の準備、さらには十七條の規定によりまして確認した後の認証申請、さらには十九條、二十條及び二十一條、二十二條等に列記してございましていわゆる明確化を促進するための諸措置等々につきまして、これは当然開発庁直接の所管の事務として取り計らうことにならうかと存じております。

なお、委任をいたしますに当たりましては、当然でございますが、予算の範囲内におきましてこの事務の執行に要する経費は必要な手当てをすると考えてございます。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) まあ予算の範囲内でおっしゃるが、そう言うとき非常に後向きに聞こえるんですね。予算は幾らかかって、その裏づけをするためにやると、こういうことでは

ければいけないことだと思ふんですが、この点、予算の枠内ということでは非常に消極的に聞かえますが、枠を外しても裏つけていくと、こういう前向きな姿勢はありませんか。

○政府委員(龜谷隆次君) この法律によりますと、国の事務というところでございますので、ただいま申し上げたいいわゆる委任にかかる諸経費につきましても、その必要な経費について所要の措置を政府は講ずる所存でございます。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) この法案が通る通らぬの問題はまだ未定でありますが一応案は案として疑義の点は確認しておかなければいけない、こう思う。それで、このようにたくさん問題点を一応拾い上げてあるわけなんですが、この全部について申し上げる時間もありませんが、その一つに所管の二元性、先ほども質問がありました、いわゆる開発庁と防衛施設庁との二元性ですね、これは何としても一元化すべきである、開発庁の窓口にしほべきだ。これは現地要求もそうですが、まあ一長一短、皆さんは皆さんの立場から主張しておられますが、私はどうしても一元化していくことが結果的にはスムーズにいくと、たとえば駐留軍用地は防衛施設庁長官だと、それから位置境界不明地は沖繩開発庁長官だと、こういうことになっておりますが、その土地の連続性、あるいは調査成果を法的に評価していくという一貫性、この上からも所管を統一して調査しない限り、調査地域の競合あるいは空白が生じた場合にその責任の所在は一体だれが負うかという、このことが不明確なんです、これが一つ。そうして、地籍というものは、これは人間で言えば戸籍に等しいものである、また地籍の確定は基地提供とは次元を異にするものであると、まあこういうことからどうしても開発庁に一元化すべきである、こう思うんですが、どうですか。

○衆議院議員(木野晴夫君) 提出者としてしましては、責任主体を明確にするということがまず第一点でございました。そこで、ただいま先生のおっしゃいました開発庁に一本にしたかどうかという御意見でございます。提案者の案は、基地の中は防衛施設庁長官、基地の外は開発庁長官としたしておりますが、これは基地の中に自由に入れないというふうな実情も勘案いたしましてそのようにしたのでございまして、この点が、考え方は先生の方がすっきりしているかもしれないんですが、実情に即しますと私のこの案が最も適切であると思ふわけでございまして。

そこで、ただいま御指摘のとおり、基地の中と外とが接しているときに、基地の中が決まっても、基地の外が後で変わってきたときにまたもう一遍やり直しせないかぬじゃないかというふうな問題もございまして、また、基地の中と外との線が字をまたがっている場合に、そこでむしろ字単位にして、基地の外までやっていったらいいじゃないかというふうな点もございまして、この点は四条で実施機関の長がお互いに協議して円滑にしなければならぬと言っておりますので、その点で両者の協調というものによりましてカバーできるといふんじゃないかと、このように考えている次第でございます。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) いまの問題ですね、これは受益者の立場、受ける立場からの意見ですがね、どうしても現地の要望をしっかりと検討してもらわぬといかぬと、こういう意見を強く申し上げておきます。

次に、法定賃借権の問題です。特に沖繩の土地の実情というのは、不明確な土地の中でも、地籍を確定した結果よその土地にいま住まいがある、確定した結果がですね。そういう矛盾が特に多いんですよ、沖繩の場合には。そういう場合に、集団和解と解と解といふんですけれども、自分がいまおる土地がよそのものであった場合に、これの確認は集団和解ではどうしてもいいかない。そこで、例の小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置に関する法律、この中には明確に法定賃借権のことがうたわれておるのに、なぜこの法案にはそれがうたわれていないかということなんです。

す。その理由は何ですか。

○衆議院議員(木野晴夫君) 地籍問題を検討いたしました場合に、問題のむずかしいのは基地の外でございます。いま先生おっしゃいました法定賃借権をどのように考えるかという問題の起こってまいりますのは基地の外の場合でございます。その極端な一番むずかしい例といたしまして与那原村の場合でございますが、これはもう先生御承知でございますから私は申し上げませんが、ああいふたケースを解決していきまします場合に、面積が違ふじゃないか、面積が同じでも場所が違ふじゃないかという問題でございます。しかもその上に他人が建物や家を建てようという場合に、法定賃借権に乗るような考え方を導入しなければ解決ならぬじゃないかということ、御指摘の点だと思ふわけでございまして。私たちが提案者は、現在集団和解方式を進めております、これは相当突りきまして、この法定賃借権、そういう点まで取り入れてやることはどうであらうかということ、いうことで、最後はそういう問題も考えなきゃいけません、現段階におきましてはこの提出案がベストであると、このように考えていたしまたわけて、この点につきましては、担当官庁は開発庁になると思ひますが、そういう点で十分に検討していただいて、問題の煮詰まりと作業の進捗とを見て、今後の問題じゃなからうかと思ひます。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) これも私はどうしても納得のいかない点でありますので、十分この点も御留意いただきたい。

この公用地暫定使用法は、先般来、ただいま論じております法的に空白ができた、その論争がいろいろあるわけですね。だから、これは今後の問題といたしまして、そのことによつていわゆる非契約土地所有者は、未契約者は、三百五十余名の者がいままでのあらゆる弾圧やあるいは脅迫や、あるいは懐柔、いろいろな手段にも屈せずこうしてがんばつておる。その人々が晴れて三十四年ぶ

りに自分の土地が返ってくる、こういった喜びと同時に仮処分申請をしておる。このことをどのように受けとめておられるかということなんです。法治国家として法の空白ということは、これはあつてはいけないことは当然であります。しかし、この問題に関する限り法が空白になったことを喜ぶ。これは一部ではあります。県議会でも、県当局も、そして沖繩の県民、その問題に関して法の空白することを喜んでおるといふこの事実を何と受けとめられるか。どうですか、防衛施設庁長官。

○政府委員(喜屋武眞榮君) 基地の関係の仕事に携わつておる者といまして、こういう事態が出てきた、空白期間ができたということとはまことに私遺憾なことと思つております。特に本委員会において、この空白の法的な問題などについて大変突っ込んだ御議論がございまして、私どもこの期間の取り扱いについて、今後、いま先生が御指摘のようにこれを喜んでおられる地元の方々のお気持ち、そういう立場に立つてどういうふうな扱いにしたらよいか、まだ具体的な、ここでお答え申し上げる措置を考えておりませんが、十分誠意ある対処をしてまいりたいというふうに思つております。

○委員以外の議員(喜屋武眞榮君) 沖繩では、県民全体が土地に非常に執着を持っていることはおわかりと思うんですが、こういうことがあつた時代には金を持つよりは物を持て、物を持つよりは土地を残せ、土地こそ至上の宝であるという教訓があります。この心境を理解されないといふと、沖繩の土地問題は法的にどうだこうだといふこんな圧力や権力では、これは処置できません。このことを強くひとつ受けとめていただいて、県民のこの切なる要求にこたえてもらわなければいけない、こう思うんです。

で、時間が参りましたので最後に私は結びを申し上げます。いろいろ申し上げましたが、結論は沖繩県民の生命、財産、人権にかかわる新しい機

性と差別を強いる何ものでもない、こう私は断言いたします。ですから、文化国家をもつて任ずる国際的にも私は恥じない日本国であつてもいい。そして世界に誇る平和憲法を持つておる、その憲法を遵守していく立場からも、また後世の歴史に汚点を残さないために、ましてや沖縄県民が差別と犠牲をこれ以上強いられないために、私はこの公用地法を復活させるということは断じて賛成できません。また地籍は一刻も早く明確にしなければいけません、いまのような状態ではまだ幾らでも疑義がある、問題がある、不安でならない。こういう立場からも、これはもともと慎重審議をして、納得のいくまで説明すべき余地がある。こういうことを強く申し入れまして、時間が参りましたので質問を終わります。

○岩間正男君 議事進行、動議。(賛成「反対」と呼ぶ者あり)私は、さらに慎重審議を尽くすというこの動議を提出したいと思ひます。

その理由は、第一に、この法案は実に重大な法案であること、アメリカの銃剣によって土地を強奪され、さらにこれを延長する憲法違反の希代の類のない悪法であること、そしてそのために沖縄県民の生活権利が奪われた、こういう法案でございませう。

第二に、これはすでに消滅した軍用地の使用権を附則六条によつて復活させるといふことに類のない、国会、立法院の非常に疑義のある形でやられる、こういう法案です。

この二点から考えまして、われわれはこの法案をもつとも慎重審議をすべきである。

私はいま五年前のことを考えている。五年前の沖縄国会で、実は自民党の単独強行によつてこの法案は採決されました。あのとき、もつとも慎重審議し、もつとも徹底的にこの正体が明らかになつておつたなら、事態は今日十分変わつておつたと思う。ところが、先ほどの審議でも明らかになつた、実際返還された米軍の基地はわずか六%、そういう体制の中で、また同じことを繰り返すというこれは絶対に許されぬことだ

と思うのであります。したがひまして、その中で私は次のような提案をいたしたい。これはしばしばわれわれが委員会を要求してきたところでありますが、現地調査、また関連委員会との連合審査、公聴会あるいは参考人、特に憲法学者、行政法学者の意見を聴取し、そしてさらに慎重審議を私は重ねるべきである、このような動議を提案いたします。当然これはわれわれとして明らかにすべきだと思ひますので、これを語っていただきます。

○委員長(増原恵吉君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(増原恵吉君) 速記を起して。

ただいまの岩間君の動議を議題とし、採決を行います。

本動議に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手) 少数と認めます。よつて、岩間君提出の動議は否決されました。

これにて補充質疑は終了いたしました。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対して反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本日までの衆議院の審議の経過並びに当参議院内閣委員会の審議の経過を顧みて、きわめて不正常的な審議が行われ、多くの問題点が何ら解明されていぬという点であります。

この法案の審議に当たつては、その重要性にかんがみ、沖縄県の現地の実態調査、公聴会、憲法学者や関係自治体の意見聴取などを含めて慎重な審議が行われる必要があることを痛感しております。

国民の憲法に保障された財産権を、今後さらに長期にわたつて侵害する内容を持ち、かつ沖縄県の社会、経済、地方自治に大きな影響を及ぼす本法案の審議に当たつて、法学者や現地関係者の意見も聞くことなく、現地の実情に接することもなく本法案の審議を終了することは、本法案の審議の付託を受けた当内閣委員会の委員の一人として、どうしても納得をすることができません。

第二の理由は、本法案の内容が、憲法に保障された国民の財産権を不当に侵害し、また、法のもとに平等であるべき沖縄県民に対して、不当な不平等を強要するなど、憲法上重要な疑義を持つてゐる点であります。

第三の理由は、この法案は、附則第六項において、すでに期限切れとなつた沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律に基づく使用期限をさらに五年延長しようとしてゐる点であります。

本年五月十四日二十四時をもってその期限が終了し、法律的には所有者に返還された土地が、後日再びその使用期限を延長して強制使用するということが、法制手続上許されるものかどうか、重大な疑義を持つものであり、その点は審議の中でも解明がなされておられません。

第四の理由は、この法案は、表面では沖縄県民多年の願望である地籍の明確化を装いつつながら、実質的には基地の永久化をねらう内容を持つてゐることです。沖縄県全域にまたがる広大な基地を一日も早く解消して、土地を所有者に返し、その効果的、生産的な利用を図ることが、沖縄に真の平和をもたらす、県民生活の向上を図るために欠くことのできない前提条件であります。

沖縄県全域に存在するアメリカの基地は、アメリカの極東戦略のキーストーン——かなめ石と言われてゐます。このような状態がいままで存続することは、日本の平和にとつても、沖縄県民の生活にとつても許すことのできない姿であります。

以上、反対の理由を述べて討論を終わります。

○上田稔君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に賛成の意を表明するものであります。

御承知のごとく、沖縄県では、さきの太平洋戦争により、土地の公簿、公図が、すべて滅失する

とともに、戦災と米軍の基地建設による土地の形質変更が著しく、いわゆる境界不明地域が多く存在しているのであります。このような特殊事情のため、関係住民の社会的、経済的活動はもちろ

ん、国の事務遂行上も著しい支障を生じてゐる現状にあるのであります。

現在、国は行政措置により、防衛施設庁及び沖縄開発庁、沖縄県が、これら境界不明地域の地籍確定作業を行つてゐるのではありませんが、証拠資料の不足等からなかなか進展してゐない状況にあることから、本法案のごとく、国が推進援助措置を講ずる立法措置がぜひ必要とされてゐるのであります。

さらに、沖縄県において、駐留軍または自衛隊の用に供してゐる土地について、その所有者と契約の合意ができないものについては、公用地等暫定使用法により暫定使用しておりますが、それも五月十四日をもって期限が切れてゐるのであります。

わが国が駐留軍に施設区域を提供するという安保条約上の義務を遵守し、現在、不幸にして生じてゐる国の土地使用における権限の法的空白期間は、できるだけ短くするために、地籍が明確化するまでとあへず五年間、公用地等暫定使用法を延長することは、まことにやむを得ない措置と

思ふのであります。

以上、賛成の理由を述べて討論を終わります。

○峯山昭範君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつた沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対し、反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、政府の姿勢についてであります。

政府は、沖縄国会におけるこの法案の審議過程において、五年という暫定期間をさらに延長することはあり得ないことを再三明らかにしてまいりました。しかるに政府は、みづからの怠慢をい

のであります。

元米、沖繩公用地暫定使用法は、沖繩県民に犠牲と差別を強要し、戦争につながる軍事基地を永久固定化するものであり、これをさらに五年間延長しようとする政治姿勢に対して、私は激しい憤りを覚えるとともに、断じて許すことができないのであります。

反対の理由の第二は、基地内外の地籍確定を実施するに当たり、主務所管を防衛施設庁長官と、沖繩開発庁長官との二元化を図っている点であります。なぜならば、土地の連続性や調査結果の法的評価の一律性を図るためには、統一して調査しない限り、調査地域の競合や空白が生じるおそれがあり、その責任の所在も不明確になるからであります。

反対の理由の第三は、この法律の目的において、沖繩住民の地籍明確化による土地所有者の権利の回復、土地の高度利用を図る必要性については、何ら具体性がないこととあります。つまり、地籍確定について最終的な調整がつかない場合、主務大臣に勧告権限を付与しているが、単なる勧告では法的効果がなく、実効性に乏しく、沖繩の実態に即応した地籍明確化の真の解決にはなり得ないからであります。この点、三党共同提案による地籍明確化法案を除いて、抜本的解決を図り得ないことを強く主張するものであります。

第四に、補償規定が不十分な点であります。法案の第二十二条で公共施設整備について、また二十三条で駐留軍用地に限って現状回復及び損失補償の財政措置を講じておりますが、民有地のつづれ地補償、残地補償についての規定がないのは真に沖繩県民の心をつかんでいないと言えないのであります。

第五に、地籍の明確化を促進するためには、補償、権利の調整が必要であるにもかかわらず、民有地において、土地または建物の買い取りのための資金の融通、土地の交換等のあつせんにすべてをゆだね、補償及び権利の調整には何ら具体的方途を示していないことは、ふくそうした沖繩の地

籍明確化の最終的な解決にはなり得ないのであります。

第六に、憲法違反の疑いがあるということでもあります。沖繩の土地は、一たん米国からすべての土地が返還され、少なくとも土地所有者等との間では新たな条件につき協議がなされ、合意があつて初めて米駐留軍及び自衛隊の公用地としての使用関係に入るべきところを、いわゆる地籍明確化法案の修正案によって、再度五年間という期間の継続使用を容認するという特別立法措置をとっているものであります。この修正案は、その目的が、まず憲法第九条の平和条項の趣旨に反する疑いがある軍事基地に供する点であります。また、その強制的な使用を認める暫定期間が、さらに五年という長期にわたる差別的立法措置を強行しようとしていることは、第十四条の法のものと平等の権利を踏みにじるものと言わざるを得ません。また、私有財産に対する権利が著しく制約され、権利者に何ら不服、異議申し立てなどの手続がないことからして、第二十九条の財産権の侵害、第三十一条の法的な手続の保障の否定、さらに第三十二条の裁判を受ける権利の否定、第九十五条の国民投票の権利の否定につながっているものであります。

以上が、わが党のたゞいま議題となつております沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に反対する理由であります。

以上をもちまして私の討論を終わります。

○橋谷道一君 私は、民社党を代表して、たゞいま議題となりました沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対し賛成の討論を行います。

われわれは、沖繩復帰時より一貫して戦争によって深い傷跡を残した沖繩にとつて、地籍の明確化こそ重要な政治的課題の一つであり、そのための特別措置法の制定が必要であることを主張し続けてまいりました。にもかかわらず、政府はこれに応ぜず、行政措置で五年内に対処すると確約しながら多くの位置境界不明地域を残して今日を迎

えました。これは明らかに政府の怠慢であり、その責任を強く指摘するものであります。

われわれは衆議院段階で、政府原案に対し調査対象地を基地内外とすること、国は五年を目途とした責任ある作業計画を策定すること、調査主体は防衛施設庁とともに沖繩開発庁を加え、両者の協力により強力な施策を行うこと、行政裁定のための勧告の規定を設けること、勧告の際の諮問機関として審議会を置くこと、公共施設用地整備の財政措置、土地交換等のあつせん、融資、現状回復措置等を繰り込むことを要求しました。これらの要求は生かされ、政府案は全面的に修正されました。

本法案の成立を境として、政府はこれまでの怠慢を深く心に刻み、本腰を入れ、精力を傾けて地籍明確化に取り組むことを要求します。しかしながら、地籍明確化の作業は五年を要するという現実から、公用地の暫定使用はそのうらはらの関係にあるものと認識し、附則六項による延長はやむを得ないものと考えます。私は、われわれの主張にかかわらず、法の空白期間を生じたことに対し、心から遺憾の意を表したいと存じます。

いま沖繩県民の多くが真に求めているものは、原則論やたゞま論ではなく、現実的対応策の確立であると信じます。このため、強力な対米交渉により、基地の縮小を図り、基地の中の沖繩と言われる県民の重圧を軽減すること、その基地縮小と並行して基地依存経済からの脱皮を図るため、総合的沖繩県開発計画を立て、これを強力に推進することを強く要求し、私の討論を終わります。

○河田賢治君 私は、日本共産党を代表して、本法案に対して、怒りを込めて反対の討論を行うものであります。

私は、まず初めに、政府と自民、民社両党が、多数の暴挙で本法案の成立を強行したとしても、本法案附則第六項は、未来永劫無効であることを宣言するものであります。なぜならば、現行の公用地暫定使用法第二条による米軍、自衛隊基地の強制使用期間は五月十四日で満了し、これによつ

て政府の基地使用の法的権限が消滅したからであり、衆議院先例もあるように、使用期間満了後の使用期間の延長は法理上不可能であり、強制使用期間を五カ年延長することを内容とする本法案附則第六項は、期間満了と同時に消滅したからであります。

そもそも、アジア最大の侵略基地、沖繩の基地は、米軍がボツダム宣言やヘーグ陸戦協定などに違反する不法、不当な全面占領のもとで、銃剣で沖繩県民を追い立てて、家を焼き払い、ブルドーザーで田畑を初め、先祖代々の墓が眠る墓までも掘り返して構築したものであります。これを五年前、施政権返還時点で、銃剣、ブルドーザーにかわつて再び強奪したのがこの暫定使用法であります。この暫定使用法は、米軍による土地強奪の強行を免罪するとともに、戦時中の国家総動員法でさえなし得なかつた権力による問答無用の土地強奪を合法化する世にもまれな悪法であり、憲法第二十九条、国民の財産権保障規定、憲法第三十一条、適法手続条項、憲法第十四条、法の前の平等の原則に違反し、立法手続においても、憲法第九十五条、地方自治特別法の住民投票の規定などに違反する悪法じゅうりん法であります。

この悪法による軍用地の強制使用期間を、暫定使用期間満了後、法理、先例に反して延長することとした本法案附則第六項を多数の暴挙で立法化することは、沖繩県民と本土の平和民主勢力に対する重大な挑戦であるというだけでなく、憲法を遵守すべき国権の最高機関たる国会が、白昼公然と憲法をじゅうりんするという類例のない最大の暴挙であり、絶対に容認することができないものであります。

本法案の違憲性、反動性が露呈することをおそれた政府・自民党は、わが党などの慎重審議のための具体的提案を無視し、職権開会、審議打ち切りを繰り返して、採決を強行しようとしています。かかる政府・自民党の暴挙は、議会制民主主義を破壊するファシシヨ的暴挙であり、断じて許すことができません。

政府・自民党が、民社党や新自由クラブの協力を得ながら、あくまでも沖縄県民の土地を引き続き軍用地として強制使用しようとするのは、まさに安保条約の義務履行のためには、国民の基本的人権を保障した憲法の諸規定や、議会制民主主義の原則をじゅうりんしてはばからないという反国民的な日米安保条約優先の立場を如実に示すものであり、沖縄基地を中軸に、米日韓軍事一体化路線を維持するためであることは明らかであります。それは、日本とアジアの平和と安全を脅かします。国民をその意に反してアメリカの侵略的なアジア戦略に一層深く巻き込む危険な反動の道であると言わなければなりません。歴史の審判は、政府・自民党と、これに協力加担した民社、新自由クラブのこの暴挙を必ず断罪するでありますよ。

沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十三分散会

一、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月七日）

一、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十八日）

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（施行期日）〇〇等

第一条 この法律は、公布の日昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第六号、第九条第三号及び第五十一条の二第四項第五号の改正規定は、昭和五十二年同年八月一日から施行する。

昭和五十二年四月一日
含むが施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、廃疾年金又は

遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額（遺族年金については、その額につき改正後の法第八十八条の五（施行法において準用する場合を含む。以

下同し。の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短期間（以下「退

職年金の最短期年限」というに達して
いるものに係る年金 五十八万九千円

口 六十五歳以上の者で、实在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で、实在職の期間が退職年金の最短期間年限に達している

ものに係る年金 四十四万千八百円
ハ 六十五歳以上の者で、実在職の期間が九年未滿のものに係る年金 二十九万四千五百

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この

号において「実在職の期間」ということが退職年金の最短年金年限に達しているものに
係る年金 五十八万九千円

六十歳以上の者で、実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者で、実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十万四千八百円

三 改正後の法の規定による遺族年金（改正後の法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第五項及び第七項において同族年金を除く。）は、前項の年金の二分の一に、及び前項に掲げる年金以外の年金（二十

し、沙のイからハまでに掲げる額
 応じそれぞれイからハまでに掲げる額
 イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の
 妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の

規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているものの二十万四千五百円

妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除

く）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で、實在職の期間が退職年金の最短期年限に達しているもの
二十二万九百円

ハイ及びロに掲げる年金以外の年金 十四
万七千三百円
前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を

三三三

2 附則第三条の規定第六項から第八項までの規定を除く。は
昭和五十二年四月一日から適用する。
(長期に在職する退職年金等の年額の最低保障)
第三条 昭和五十二年四月一日
含む。第六項及び第八項において同じ。に係る
改正後の法の規定による次の表の上欄に掲げる
年金(改正後の法第五十九条の四の規定の適用
がある遺族年金を除く。)については、その年金
の額(遺族年金については、その額につき改正
後の法第五十九条の三の規定の適用があつた場
合には、その額から同条の規定により加算され
た額に相当する額を控除した額)が、同表の中

欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち實在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について改正後の法第七十七條第二頁の規定の適用が

あつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。第六項において同じ。の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始

始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じに満たないときは、当分の間、その年金の

職した期間	金額

限以上			
短年金年限未満	四十万一千八百円	五十万八千九百円	最短期間による法定最低年金（以下第六項の表において「年金年限」という。）
	二十九万四千五百円		
	四十四万一千八百円		

年 金	実在職した期間	金 額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	改正後の法の規定による退職年金を受ける最短期間（以下この表及び第六項の表において単に「最短期間」という以上）	五十八万九千円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短期間未滿	四十四万一千八百円
	九年末滿	二十九万四千五百円
	最短期間以上	四十四万一千八百円

廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期年金年限以上	四十四万一千八百円
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期年金年限以上	二十九万四千五百円
	九年以上最短期年金年限未満	二十九万四千五百円
	九年未満	二十二万九百円
遺族年金で六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く）が受けるもの	最短期年金年限以上	十四万七千三百円
	九年以上最短期年金年限未満	二十二万九百円
	九年未満	十四万七千三百円

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、旧法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九十九号）第二条第一項第二号に規定する旧法をいう）の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する

場合を除く。二万四千円

5 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

昭和五十二年四月一日

6 この法律の施行の日以後の退職に係る改正後の法の規定による遺族年金（改正後の法第五十九条の四の規定の適用があるものを除く。第八項において同じ。）で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が受けるものについては、その遺族年金の額（その額について、改正後の法第五十九条の三又は第四項若しくは前項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、^{同年}昭和五十二年八月分（同年八月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

実在職した期間	金額
最短期年金年限以上	三十二万円
九年以上最短期年金年限未満	二十四万円
九年未満	十六万円

7 第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、第四項中「前三項」とあるのは、「第六項」と読み替へるものとする。

昭和五十二年四月一日

8 この法律の施行の日以後の退職に係る改正後の法の規定による遺族年金については、その遺族年金を受ける者が六十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻（遺族である子がいる場合の妻に限る。）が六十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前二項の規定に準じてその額を改定する。

昭和五十二年六月九日印刷

昭和五十二年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局